

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年5月30日

【事業年度】 第33期(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

【会社名】 株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター

【英訳名】 MERCURY REALTECH INNOVATOR Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 陣 隆浩

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

【電話番号】 03 - 5339 - 0950 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役コーポレート本部長 河村 隆博

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第29期	第30期	第31期	第32期	第33期
決算年月	2020年2月	2021年2月	2022年2月	2023年2月	2024年2月
売上高 (千円)	1,341,212	1,254,860	1,372,800	1,414,567	1,437,040
経常利益 (千円)	44,575	62,506	194,022	141,270	59,088
当期純利益 (千円)	48,592	43,727	131,068	92,368	48,380
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-	-	-
資本金 (千円)	45,400	45,400	241,107	243,132	243,132
発行済株式総数 (株)	24,000	24,000	2,735,000	2,744,000	2,744,000
純資産額 (千円)	137,341	182,718	705,242	709,319	763,702
総資産額 (千円)	592,301	607,530	1,039,995	968,498	951,652
1株当たり純資産額 (円)	57.47	75.76	258.18	268.23	286.94
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	20.33	18.30	54.74	34.26	18.26
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	-	-	52.31	33.05	18.05
自己資本比率 (%)	23.19	29.80	67.65	73.24	79.93
自己資本利益率 (%)	42.98	27.47	29.63	13.08	6.58
株価収益率 (倍)	-	-	18.60	23.06	31.27
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	79,528	97,976	221,788	107,638	61,353
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	108,100	59,934	63,351	122,815	65,628
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	76,298	39,178	248,194	136,479	30,128
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	225,881	224,745	631,377	479,721	445,319
従業員数 (人)	51	53	50	55	62
(外、平均臨時雇用者数)	(14)	(16)	(17)	(16)	(12)
株主総利回り (%)	-	-	-	77.6	56.1
(比較指標：東証グロース市場250指数)	(-)	(-)	(-)	(103.2)	(106.4)
最高株価 (円)	-	-	1,367	2,035	1,115
最低株価 (円)	-	-	1,018	670	481

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、当社は関連会社が存在しないため記載しておりません。

3. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。

4. 第29期及び第30期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

5. 第31期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当社は2022年2月25日付で東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新規上場日から2022年2月期会計期間末までの平均株価を期中平均株価とみな

して算定しております。

6. 第29期及び第30期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、アルバイトを含む。）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
8. 2022年2月25日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、第29期、第30期及び第31期の株主総利回り及び比較指標については記載しておりません。なお、第32期以降の株主総利回り及び比較指標は、2022年2月末を基準日として算定しております。
9. 当社は、2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第29期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
10. 最高・最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所マザーズ市場における株価を、2022年4月4日以降は東京証券取引所グロース市場における株価を記載しております。なお、2022年2月25日をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、2022年2月24日以前の株価については記載しておりません。
11. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第32期の期首から適用しており、第32期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の前身である株式会社オフィス・キャスターは1991年5月に設立され、1999年5月に株式会社デジタルウェアの破産管財人から新築マンション業界向けに不動産データ提供サービスを行っていたコアネット事業を取得したことを機に、不動産マーケティングシステム事業に参入いたしました。

株式会社デジタルウェアの元社員（現当社代表取締役社長 陣隆浩を含む）を中心に設立された株式会社エクスでも同様の事業を開始したことから、株式会社オフィス・キャスターと株式会社エクスの両社により顧客を分け合う状態が続いておりましたが、2003年3月に両社が合併し株式会社マーキュリーへと商号変更いたしました。

その後、当社は2003年4月の「サマリネット」リリース以降、関連サービスを積極的にリリースし、三大都市圏の新築マンション業界を中心に取り扱いを増やしてまいりました。

2018年1月には伸長が見込まれる中古マンション流通業界（不動産仲介業者）向けの「データダウンロードサービス」を開始し、新築分譲マンション販売時に配布されたパンフレットの画像や新築時の販売価格情報などサービスの拡張を続けてまいりました。

年月	概要
1991年5月	東京都港区に株式会社オフィス・キャスター（資本金1,000万円）を設立
1999年5月	株式会社デジタルウェアの破産管財人からコアネット事業を取得
1999年8月	新築分譲マンションマーケティングシステム「MAPS」リリース
2003年3月	株式会社エクスと合併し、株式会社マーキュリーへと商号変更
2003年4月	新築分譲マンションマーケティングシステム「サマリネット（Summary Net）」リリース
2005年9月	関西支社を大阪府大阪市に開設し営業開始
2006年2月	東京都新宿区に本社移転
2007年10月	東海支社を愛知県名古屋市に開設し営業開始
2009年5月	ASP型（注1）マーケティングシステム「リアナビ（Real Net Navi）」リリース
2012年10月	デジタルマーケティング事業を開始
2014年12月	不動産データベースを活用したダイレクトメール「タウンマンションプラス」リリース
2015年7月	不動産業界向け情報サービス「Realnet」を発表
2016年3月	新築マンション相場を閲覧できるスマートフォンアプリ「Realnet新築マンションサーチ」リリース
2016年5月	マンションオーナー向け情報サイト「マンションバリュー」リリース
2018年1月	仲介事業者向け「データダウンロードサービス」開始
2018年2月	ISO27001取得
2019年5月	JISQ15001 プライバシーマーク認証の取得（プライバシーマーク登録番号25000123）
2020年3月	SaaS型不動産マーケティングシステム「Realnetマンションサマリ」リリース
2021年10月	商号を株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターに変更
2022年2月	東京証券取引所マザーズ市場に上場
2022年4月	東京証券取引所グロース市場に移行
2022年12月	広域かつ長期間の不動産マーケットのトレンドを把握する「マクロサマリ」リリース
2023年10月	ミクル株式会社と業務提携に関する契約を締結。CGMサイト（注2）への広告掲載サービスをリリース

（注）1．Application Service Providerの略で、インターネット上でアプリケーションを利用するサービスのこと。

2．Consumer Generated Mediaの略で、一般ユーザーが投稿したコンテンツで形成されるメディアのこと。

3 【事業の内容】

当社は、「不動産ビッグデータ×Technology」を事業コンセプトとして「プラットフォーム事業」「デジタルマーケティング事業」の2つの事業とその他サービスを運営しております。

当社は、マンションの新築分譲時にしか取得することができない物件コンセプトブック、図面集、価格表を約30年以上にわたり収集しており、これらを情報ソースとし不動産ビッグデータを構築してきました。

「プラットフォーム事業」は、保有している不動産ビッグデータをもとに、新築マンション領域、中古マンション領域それぞれの業態に合わせたサービスを開発し提供しております。

新築マンション領域においては、主にマンションデベロッパーに向けて、不動産ビッグデータの閲覧や多彩な集計グラフ・帳票を出力できる市場調査・分析システムの「サマリシリーズ」というサブスク型（注1）不動産マーケティングシステムを提供しております。

中古マンション領域においては、主にマンションの仲介業者に向けて、不動産ビッグデータを活用し不動産販売における営業支援を行う「データダウンロードサービス」という従量課金型のサービスを提供しております。

「デジタルマーケティング事業」はマンション販売における集客をWebマーケティングにより支援しております。新サービスの「CGM広告（注2）」は、マンションの購買意欲の高いユーザーが集まるCGMサイトを活用することから、反響の質の高さと送客力が強みのサービスで、今期の重点サービスと位置付け、営業活動を推進しております。

また、周辺マンション相場や当該物件の特徴等を分析し、適切なキーワード選定や広告配信エリアの提案を行い運用するリスティング広告（注3）や、物件公式サイト等のアクセス解析、サイト制作等を行っております。

その他サービスでは、不動産データベースよりマンションの間取りや販売価格などから世帯属性を想定し広告配布を行うダイレクトメールの配送サービスシステムの受託開発などを行っております。

（注）1．サブスク型とはサブスクリプションの略で月額定額料金の収益モデルを指す。

2．Consumer Generated Mediaへの広告掲載サービスを指す。

3．リスティング広告とはGoogleやYahoo! が提供する検索エンジンの検索結果で、検索エンジン利用者が検索したキーワードに対し、関連した広告を表示させる広告手法を指す。

事業の種類	具体的なサービス
プラットフォーム事業	サマリネット
	リアナビ
	データダウンロードサービス
	データ提供
デジタルマーケティング事業	CGM広告
	リスティング広告運用
	サイト制作
その他	タウンマンションプラス（DM）
	システム受託開発
	マンションパリュウの運営

(1)プラットフォーム事業

「プラットフォーム事業」では、「不動産ビッグデータ×Technology」を事業コンセプトとし、各種のサービスを展開しております。

新築マンション領域では「サマリネット」を中心に不動産に関連するデータベースを活用した不動産マーケティングプラットフォームを提供しております。

当社の提供する「サマリネット」は継続課金型の収益モデルとなっており、「サマリネット」のARR（注）は全体の55.7%（2024年2月期）となっております。チャーンレート（解約率）は0.5%（2024年2月期）と低水準であり、継続率が高く安定的な収益確保が可能である点が当サービスの強みとなっております。

また、当社が保有する新築分譲マンションのデータについては、不動産ポータルサイト運営会社等にデータ提供を行っており、これらは不動産ポータルサイト内で過去販売物件の物件概要の掲載や行政区、駅別などエリアごとのマンション相場情報の掲載等、幅広くご活用頂いております。

中古マンション領域では、新築マンション販売当時に配布されたマンションのコンセプトブック、図面集及び新築時価格表や中古販売履歴などをダウンロードできる「データダウンロードサービス」を提供しております。これらのデータは中古マンションの売却査定時や売買商談時に物件の特徴を把握するための情報源としてご活用頂いております。

また、新サービス「間取図作成サービス」は自社で保有する新築時の間取図データを活用し、スピーディかつ低コストで広告掲載用間取図の作成を行っております。

（注）Annual Recurring Revenueの略で、継続的な契約により毎年決まって得られる売上高を表します。

サマリネット

「プラットフォーム事業」における「サマリネット」は、首都圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県、群馬県、栃木県）・関西圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県）・東海圏（愛知県、岐阜県、三重県）の三大都市圏を対象とし、マンションデベロッパーやマンション販売会社等の新築分譲マンション事業に関わるユーザーがマンション市場の調査等を行う際に必要な過去の販売事例のデータ閲覧やマンション相場集計グラフの出力等が行えるマーケティングシステムです。

現在最も利用者の多いマンションサマリは従来のクライアントサーバ型システムからのSaaS型システムへの移行が完了しております。

収益モデルは以前のクライアントサーバ型システム同様に月額課金制が主な報酬形態となっており、一部集計レポート等の出力に応じて課金する従量課金も行ってまいります。

各サービスについての特徴は以下のとおりです。

サービス名称	特徴	利用方法一例
マンションサマリ	過去に販売された新築分譲マンションの販売データが搭載されており、地図上での物件表示や物件毎の坪単価等の一覧表示、住戸価格の一覧表示、Excelグラフや各種帳票の出力機能等が使用できるサービス	マンション用地購入時に行う市場調査のマーケティングツールとしての利用
賃貸サマリ	賃貸物件の賃料相場を瞬時に集計するシステムで賃貸事例の一覧表示やクロス集計、構成比グラフ等の出力が可能	新築マンション販売時に周辺の賃料相場より住宅費に対する支払い能力などを参考にする為に利用
売買サマリ	中古マンションの相場を瞬時に集計するシステムで販売事例の一覧表示やクロス集計、構成比グラフ等の出力が可能	新築販売時に当該エリアにおける競合物件の位置付けとして中古マンションの相場を把握する為に利用

サービス名称	特徴	利用方法一例
統計サマリ	国勢調査や住宅土地統計などのデータソースをもとに各町丁目単位での人口、世帯などの集計が可能。グラフや帳票の種類も豊富で地図上でのポリゴン（注）表示機能等も搭載	借家世帯数や平均世帯年収データなどを活用しターゲットボリュームの算出や折り込みチラシ配布エリアの選定等で利用
開発サマリ	分譲マンションのみならず中高層建築の計画情報が閲覧できるサービス	当該地周辺の中高層建築の計画情報を取得し、競合他社の参入や当該地の将来像などを把握する為に利用
用地サマリ	土地の仕入れ担当者が候補用地に対する案件のステータス管理ができるシステムで物件のプロット機能や物件一覧の出力が可能	土地の仕入れ担当者の商談履歴等を地図上で管理するためのツールとして利用
地質サマリ	マンション用地に限らず過去のボーリング調査に基づき環境リスクレポートの取得が可能	過去のボーリング調査の事例により当該地周辺に土壤汚染、液状化リスク等の一次スクリーニングとして利用
マクロサマリ	当社のマンションデータの大量集計を行うことで、広域かつ長期にわたる不動産マーケットのトレンドを把握	対象地域または対象駅のマンション価格や分譲件数の推移を把握するために利用

（注）ポリゴンとは多角形の面のことで、ここでは「町」や「丁目」などの行政界エリアデータを指す。

なお、賃貸サマリ及び売買サマリはアットホーム株式会社（本店所在地：東京都大田区、代表者名：鶴森康史）、統計サマリはマップマーケティング株式会社（本店所在地：東京都渋谷区、代表者名：新田正則）、地質サマリは応用地質株式会社よりそれぞれデータ提供を受けております。その他は当社顧客より入手したデータであります。

リアナビ

「プラットフォーム事業」における「リアナビ」は、SaaS型（リリース当時はASP型と表現）の不動産マーケティングシステムです。

新築分譲マンションの営業担当者をターゲットにリアルタイム性を追求したサービスで、相場情報のほか新規販売情報や完売情報、値引き情報等の販売動向などを即時にユーザーに情報配信することで、新築マンションの販売時に近隣の競合分析や販売戦略の立案等に活用いただいております。

リアナビはユーザーが必要なサービスを選択し、システム利用ライセンス料として月額課金制による収益モデルとなっており、マンションカタログ等の一部従量課金サービスも行っております。

各サービスについての特徴は以下のとおりです。

サービス名称	特徴	利用方法一例
マンションカタログ	新築分譲時の物件パンフレット（コンセプトブック、図面集、価格表）の画像データを取得できるサービス	近隣の競合物件調査や商品企画の参考事例として活用
不動産市況	新築、中古、賃貸、戸建て全てのデータによるエリア相場の把握ができるサービス。集計レポートも取得可能	新築、中古、賃貸、戸建てなどの相場を把握し営業戦略の立案や、物件購入検討者に向けた営業資料作成時に活用

サービス名称	特徴	利用方法一例
エリアポテンシャル	国勢調査等の民力データを活用し、人口、世帯、平均年収等が把握でき、出力グラフ、レポートも取得可能	ターゲット（集客）エリアの選定など広告戦略等の立案時に活用
流通価値算定	物件の売買価格と賃料により表面利回りが瞬時に算出されるツール	過去の販売事例により物件の利回りを算出できるため、営業時に物件の資産性を説明する為に活用
ニュース&トピックス	業界に係るニュースやコラム、各種レポートのダウンロードなど業界特化型の会員向け情報提供サイト	業界ニュースや業界特化したコラム、価格改定情報など情報収集ツールとして活用
リセールプライス	新築時点からの物件価格騰落率が分かるサービス	中古物件の価格査定等で利用

なお、エリアポテンシャルはマップマーケティング株式会社、不動産市況の賃貸データ及びリセールプライスはアットホーム株式会社よりそれぞれデータ提供を受けており、その他は当社顧客より入手したデータとなっております。

データダウンロードサービス

「プラットフォーム事業」における「データダウンロードサービス」は不動産仲介業者に向けた営業支援サービスであり、マンション売買仲介業務における物件査定業務時やマンション購入検討者との商談時に必要な情報としてマンションの間取図や物件の特徴を記載しているコンセプトブック等のデータが取得可能となっております、ご活用頂いております。

また、データダウンロードサービス内の新サービス「間取図作成サービス」は自社で保有する新築時の間取図データを活用し、スピーディかつ低コストで広告掲載用間取図の作成を行っております。

当サービスは、株式会社ワンノブアカインド（本店所在地：東京都港区、代表者名：川島直也）との共同運営事業であります。当社はコンテンツの提供及び既存顧客に対するサービスの利用促進営業や今後予定している新たなサービスの提案を行い、株式会社ワンノブアカインドは新規顧客の開拓営業活動及びデータダウンロードサービスのサービス提供サイトのシステム開発及び保守を行っております。

収益モデルはダウンロード数に応じた従量課金となっております。

各ダウンロードデータは以下のとおりです。

データ項目	特徴	利用方法一例
パンフレット画像	検索にて特定された物件の新築当時のパンフレット画像（コンセプトブック、図面集）がダウンロードできるサービス	中古マンションの営業において購入検討者に向けた配布資料として新築時に作成されたパンフレット画像をダウンロードし物件の特徴や間取りの詳細を提示
物件写真	分譲マンションの外観写真やエントランス写真等がダウンロードできるサービス	中古マンションの広告作成や顧客向け資料作成等に利用
新築時価格情報 中古販売履歴情報	新築時の分譲価格や中古販売価格の履歴が一覧表として出力できるサービス	売り物件を査定する際に新築時の価格情報と中古の販売履歴情報を取得し、物件オーナーに対し販売価格の提案を行う際の根拠資料として活用

なお、パンフレット画像は当社顧客より入手したデータ、物件写真は当社が制作したデータ、中古販売履歴情報は共同運営事業者の株式会社ワンノブアカインドより提供を受けているものであります。

データ提供

「プラットフォーム事業」における「データ提供」は主に大手不動産ポータルサイトに対し、物件概要情報や相場情報などをAPI（注）にて提供しております。

（注）Application Programming Interfacenの略で、具体的には当社のデータを他社が使える仕組みを作ること。

以上のプラットフォーム事業の概念図は、次のとおりです。

『プラットフォーム事業概念図』



（注1） 簡易GISとは、Googleマップなどの電子地図とデータ連携して、マンション情報等を地図上にて一覧、集計表示するシステムのこと。

（注2） APIとはApplication Programming Interfaceの略で他社サービスへの連携を仕組化したもの。

(2) デジタルマーケティング事業

新築分譲マンション事業向けのマーケティングノウハウや当社保有の不動産データベースを活用して、マンション販売における集客をWebマーケティングで支援しております。

CGM広告を活用した集客サービスの企画販売、インターネット広告の運用、アクセス解析及びバナー（注1）やランディングページ（注2）などクリエイティブ素材の提供、物件サイトの制作等を行っております。

CGM広告

マンションの購買意欲の高いユーザーが集まるCGM広告を活用することから、反響の質の高さと送客力が強みのサービスです。不動産ポータルサイトが得意とする、これから物件購入を検討する潜在層の集客と、本サービスを組み合わせて利用することで、Web広告の効果を高めることが期待できます。また、CGM広告はGoogleが定めた良質なWebサイトを作成するうえで最も重要な基準E-E-A-T（注3）に沿ったサイト構成であることから、Googleから高く評価され、検索結果として上位表示されることから効率的な集客が可能となります。

当サービスは、顧客から広告掲載料を頂く報酬形態となっております。

リスティング広告運用

新築分譲マンション及び分譲戸建て販売の集客に特化したインターネット広告の運用を行っており、広告運用実績やアクセス解析をもとに物件の資料請求やモデルルームへの来場促進を担っております。当社の強みとしては、長きにわたり不動産業界に向けた事業を展開している為マンション販売に関して知識があり、さらに豊富なデータを保有していることから、リスティング広告のキーワード、エリアの選定など適正かつ効率的な運用を得意として

います。Yahoo!プロモーション広告におけるスポンサードサーチ、YDA広告(注4)、GoogleAdwordsにおける検索ネットワーク、GDN広告(注5)だけでなく、Facebook広告、YouTube広告などのSNS広告や位置情報広告も扱っており、物件の完売までをサポートする広告運用代行としてサービスを提供しております。

サイト制作

新築分譲マンション及び分譲戸建て販売に特化したサイト制作を行っております。広告の対象となる物件の訴求ポイントなどの抽出や販売好調だった物件のクリエイティブ戦略など、当社が長年にわたって蓄積した不動産に関するデータやノウハウを活用し、Webサイト制作やバナー制作などクリエイティブ素材を主に当社のリスティング広告運用の顧客向けに提供しております。

(注) 1. ウェブページ上で他のウェブサイトを紹介する役割を持つ画像のこと。

2. ウェブページ上で検索結果や広告などを経由して訪問者が最初にアクセスするページのこと。

3. 2022年12月Google品質評価ガイドラインのアップデート情報より。

4. Yahoo!ディスプレイアドネットワークの略称で、Yahooで出稿できるディスプレイ広告(注5)のこと。

5. Googleディスプレイネットワークの略称で、Googleで出稿できるディスプレイ広告のこと。

(3)その他

当社保有の不動産データベース及び顧客の社内システムやWebサービスとデータベースとの連携システムの開発経験等に基づき、以下のサービスを展開しております。

タウンマンションプラス(DM)

ターゲットを絞り込んでダイレクトメールの配送を行う当社独自のダイレクトメールの配送サービスです。他社のダイレクトメールとの違いは、配布対象のセグメントの方法にあります。タウンマンションプラス(DM)では、当社保有の不動産データベースより築年数や物件価格、間取りなどの物件特性から「世帯属性」や「生活志向」を導き出し、きめ細かく世帯をセグメントすることで、より高い確率で広告主が求めるターゲット顧客に訴求することが可能となり、取り扱う商品やサービスとターゲット顧客とのミスマッチが起こりづらくなる効率的なマーケティングが可能となっております。

システム受託開発

サマリネットやリアナビ等の開発・運用実績やデータベース構築ノウハウ等を活かし、システムの受託開発を行っております。

マンションバリュー

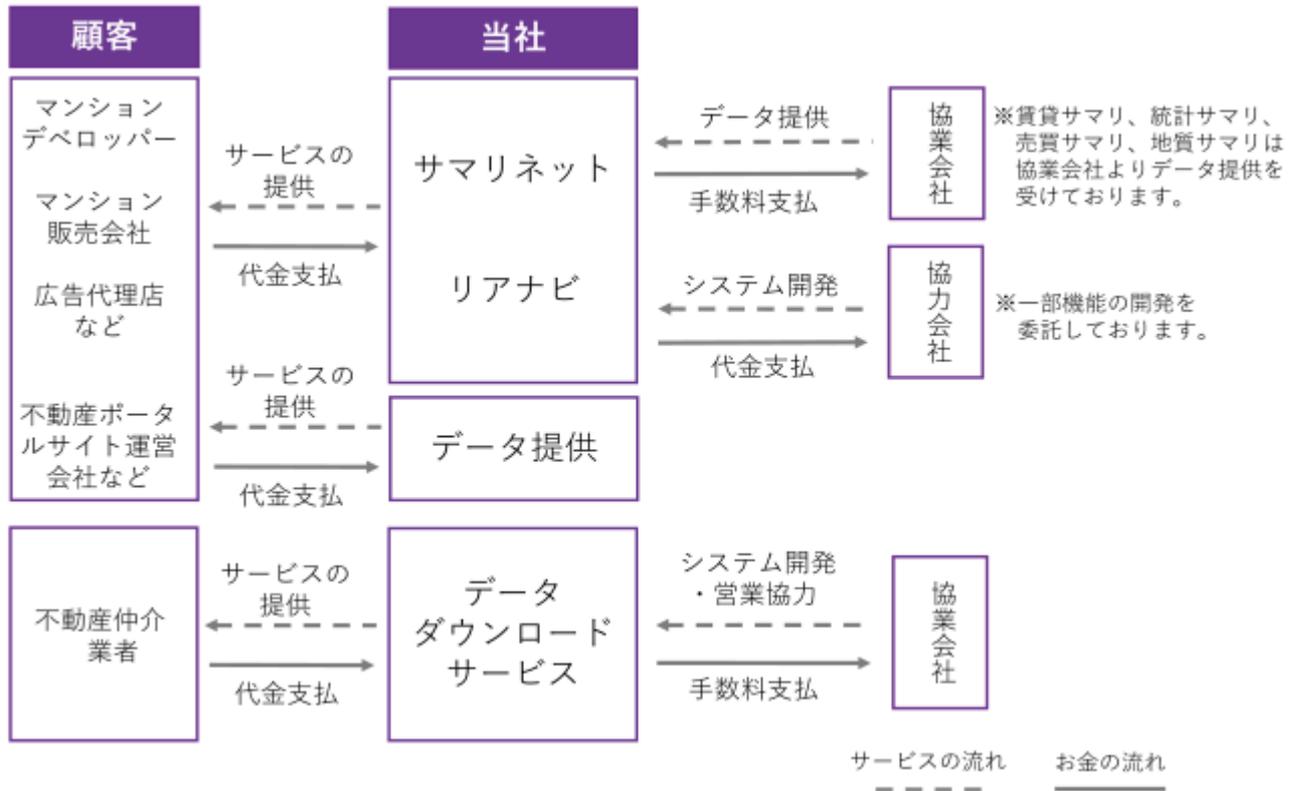
マンションオーナー(注)に向けた情報提供サービスです。現在は当社が所有する不動産データを元にしたマンションの相場情報を軸としながら、マンションオーナーに対し所有物件の間取図、売却時や賃貸時のシミュレーション及びお役立ちコラムなど、マンションオーナーにとって有益な情報を提供しております。

(注) マンションバリューにおけるマンションオーナーは、新築分譲マンションの購入者を指します。

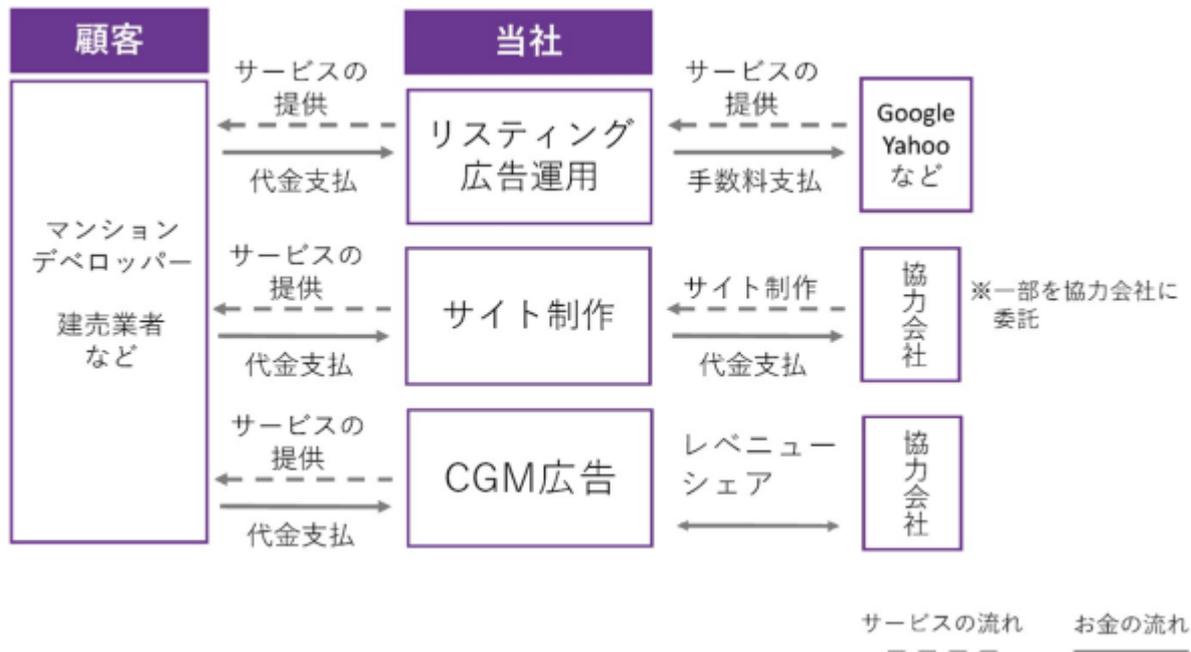
〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

(1)プラットフォーム事業



(2)デジタルマーケティング事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年2月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
62 (12)	39.9	9.2	6,092

- (注) 1. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の従業員数の記載は省略しております。
4. 前事業年度末に比べ従業員数が7名増加しております。主な理由は、システム開発要員の採用を積極的に実施して要員増強を図ったことによるものであります。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業など育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しています。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、提出日現在において、当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「報恩」を合言葉に「喜びや成長の糧となる環境を人々から与えられている事に感謝し、不撓不屈の精神で価値ある未来の創造に挑戦し続ける」ことを経営理念として掲げ、「不動産IT革命により不動産取引に関わる全ての人の満足を創造する」ことを事業理念としております。

当社は30年以上にわたって三大都市圏における新築マンションに関するパンフレット等の資料を収集し不動産データベースとして蓄積することで、新築マンションデベロッパー、不動産仲介事業者、不動産販売事業者、戸建て業者等の不動産に関わる事業者様に不動産マーケティングシステムを提供しております。一物四価と言われ価値の測定が困難な性質を持つ不動産に対して、顧客が不動産取引を行う上で、正確な不動産価値分析により選択に確信を持っていただけるよう、正確な裏付けのある不動産データベースを整備し長年にわたりご活用いただいております。

また、当社は新築マンションのデータベースを日々更新・蓄積しており、保有する不動産データベースは、データ棟数64,209棟、住戸数2,793,354戸、パンフレット数45,025通、間取り数672,092件(2024年2月29日現在)となっております。当社では、この不動産データベースとAI(人工知能)や画像解析等のテクノロジーを活用し、不動産業界に変化を起こすイノベーターを目指し今後も新たな付加価値の創造に向けたチャレンジを続けてまいります。

(2) 目標とする経営指標等

当社は持続的な成長と企業価値向上を目指しており、全社的な主要な指標として売上高及び営業利益を重視しております。

また、当社は主力事業と位置付けるプラットフォーム事業において目標とする経営指標を設定しております。主に新築マンション事業者向けに提供している月額課金制サービス(サマリネット及びリアナビ)においては平均顧客単価、平均顧客数、ARR及び解約率を、不動産仲介事業者(中古領域)向けのデータダウンロードサービスにおいては売上高及び平均顧客数を事業運営上重視する経営指標としております。

新築マンション事業者向けの月額課金制サービスは、売上高に連動して増加する変動費が少ない収益構造であることから、ARRを伸ばさせることが営業利益確保のために重要であると考えております。従ってARRを目標とする経営指標に設定するとともに、ARRの構成要素として平均顧客単価、平均顧客数及び解約率を目標とする経営指標に含めております。平均顧客単価を上げるためには、既存顧客に対して利便性の高いサービスを訴求するアップセルに注力するとともに、SaaS型サービスへ移行していない賃貸サマリ、売買サマリ、統計サマリ等のSaaS型サービスへの移行を推進することで顧客単価向上を図ってまいります。

不動産仲介事業者向けのデータダウンロードサービスは従量課金制であり、当サービスの売上高と平均顧客数を目標とする経営指標に設定しております。当サービスにおいては、現在はパンフレット画像を中心に提供を行っておりますが、今後は顧客が求めるコンテンツをサービスに追加することで利用頻度を高めて一顧客当たりの売上高を伸ばし、全体として売上高の増加を図ってまいります。

(注) サマリネット・リアナビ及びデータダウンロードサービスの経営指標の算定方法は以下のとおりです。

サービス名	経営指標	算定方法
サマリネット・リアナビ	平均顧客単価 (サマリネット)	各月の顧客単価(売上高 ÷ 顧客数)の平均値
	平均顧客数 (サマリネット)	各月の顧客数の平均値
	ARR(サマリネット・リアナビ)	月額課金制サービスの契約額の年間合計額
	解約率(サマリネット・リアナビ)	期中解約金額 ÷ 前期のARR × 100
データダウンロードサービス	売上高	データダウンロードサービスの売上高
	平均顧客数	各月の顧客数の平均値

(3) 経営環境

当社は、不動産マーケティングソリューション事業を行っており、当社の主要な顧客は新築マンションデベロッパー、不動産仲介事業者、不動産販売事業者、戸建て業者等であり、その大半が不動産業に関わっております。不動産業は、国民生活や経済活動の基礎となる住宅・オフィス・商業施設等の開発・流通・管理等を通じ我が国の豊かな国民生活経済成長等を支える重要な基幹産業であり、その産業規模は2017年度では売上高43.4兆円、法人数約33万社、従業者数134万人、国内総生産61.8兆円であります。(出典：不動産業ビジョン2030、国土交通省 社会資本整備審議会産業分科会不動産部会)

居住用不動産を取り巻く環境として、昨今少子高齢化に伴う人口減少及びそれに伴う空き家問題などが将来的な懸念として社会問題化しておりますが、政府が閣議決定した「住生活基本計画」(2021年3月)において「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現や脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成等の目標が掲げられ、住宅の供給の在り方の大きな転換点を迎えております。

足元では、雇用・所得環境の改善が見られ、各種政策の効果もあって景気の緩やかな回復が続くことが期待されている中であって、低金利環境の継続と建築資材や人件費の高騰を受けて新築マンションの平均価格は2018年 5,786万円、2019年 5,955万円、2020年 6,039万円、2021年 6,517万円、2022年 6,413万円、2023年 8,118万円(首都圏の各年に発売された新築マンションが対象、当社調べ)と堅調な推移を見せております。新築マンションの価格高騰により、中古マンション業界も活況を呈しており、首都圏の中古マンションの価格は、2010年を100とする不動産価格指数において2018年 136.4、2019年 141.6、2020年 147.2、2021年 159.1、2022年 176.0、2023年 185.6(南関東圏におけるマンションが対象、出典：国土交通省)と値上がりが続いております。

また、金融政策においては日銀の物価上昇見通しは2%程度の緩やかな推移を見込んでおり、当面、緩和的な金融環境が継続すると想定され、引き続き既存住宅流通の拡大が後押しされる環境にあると認識しております。

かかる環境を踏まえ、当社ではプラットフォーム事業において新築マンション事業者(新築マンション領域)向けのサービスと不動産仲介事業者(中古マンション領域)向けの両方において売上高及び営業利益の向上を目指してまいります。

(4) 経営戦略等

上記の経営環境を踏まえたそれぞれの領域における具体的な経営戦略は以下のとおりであります。

新築マンション領域においては、不動産マーケティングシステムとしてサマリネット及びリアナビを提供しておりますが、これらのサービスは主に用地仕入れや企画・マーケティング部門においてご活用いただいております。用地仕入れ時の事業計画策定、市場調査レポートの作成、競合物件調査等を短時間で行うことができる利便性の高いシステムであることから、新築マンションの年間供給戸数ランキング(2023年度、当社調べ)における上位20社中20社全てに導入いただいております。

2021年2月期より、従来クライアントサーバ型システムにて提供しておりました不動産マーケティングシステムの主力サービスである「マンションサマリ」のSaaS型サービスへの切り替えを進めて、顧客が場所や端末を選ぶことなく業務を行うことができる環境を整備いたしました。当社の顧客企業においても多様な働き方を推進する観点からリモートワーク等のオフィス以外で業務を行うニーズが急速に高まっており、そうしたニーズへの対応としてSaaS型サービスをご活用いただいております。このSaaS型サービスへのリプレイスにより、月額課金制サービスの年間売上高（ARR）の増加を実現することができております。今後は、「マンションサマリ」以外のサービスについても順次SaaS型サービスへのリプレイスを進めていく予定ですが、SaaS化により当社サービスの利用者（利用アカウント）の増加を図ることによってアップセルの機会として活用し、平均顧客単価の向上を推進してまいります。

中古マンション領域においては、当社が長年収集してきた新築マンションの販売時のパンフレットを仲介業者向けにデータとして提供しているものです。当社は新築マンション分譲時のコンセプトブックと図面集を含むパンフレット画像を提供しており、不動産仲介事業者様には物件チラシや重要事項説明書の作成、顧客への営業資料作成、広告出稿用の間取り作成、物件査定等にご活用いただいております。類似サービスを提供している競合企業が1社ございますが、サービスのコンセプトが若干異なること及びそれぞれが従量課金制のサービスを提供していることから、共存可能な状況であると認識しております。また、独自性の高いサービスであることから、競合企業の新規参入は想定しておりません。

中古マンション領域における今後の成長戦略としては、契約社数の増加、提供コンテンツの増加の二つの軸での成長を見込んでおり、提供コンテンツのラインナップを増やすための新規サービス開発に引き続き注力してまいります。

契約社数の増加について

現在2,989社（2024年2月29日現在）のサービス契約社数を引き上げるにより、データダウンロードサービスの売上拡大を図ってまいります。当サービスを共同運営している株式会社ワンノブアカインドと協力しながら、三大都市圏でのサービス認知度を高めて利用を促進していく方針です。三大都市圏における宅地建物取引業者数は約74,000業者（注1）ございますが、中古マンションの仲介事業を積極的に行っている約36,000業者（注2）をターゲットとして想定しております。

提供コンテンツの増加について

データダウンロードサービスの契約社数を増やす活動と並行して、ご利用いただけるコンテンツを追加することにより顧客単価の向上を図ってまいります。当社が保有しているデータベースを元に、仲介事業者様が広告作成用の素材として利用可能なコンテンツの追加を計画しており、現時点では顧客の広告用の図面作成業務を不要とする間取り図面や広告・資料等に利用できる新規サービスの追加を予定しております。また、将来的には仲介事業者様の業務効率向上に貢献するコンテンツを提供するためのプラットフォームとして発展させていく方針です。

（注）1．一般財団法人不動産適正取引推進機構の公表データから埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の宅地建物取引業者数を集計しております。

2．三大都市圏にて中古マンションの仲介事業を行っている事業者を、当社独自に抽出・集計してまいります。

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

安定的な収益基盤の強化

当社は長年かけて収集・蓄積してきた不動産データベースを不動産業界に提供するプラットフォーム事業を主な事業としております。今後の持続的な成長実現のためには、顧客のニーズにフィットした新たなサービスの開発・提供を通じて収益基盤を一層強化していくことが必須であると考えております。

新築マンション領域においては、引き続きシステムの継続的なアップデートを実施して付加価値の高いサービスを提供し、ライセンス追加営業によりARRの向上を推進し収益の拡大を継続してまいります。

また、中古マンション領域（不動産仲介業界）及びデジタルマーケティング事業においては、新サービスの開発・提供を通じて市場シェアを拡大し、安定した収益基盤を構築していく所存です。

優秀な人材の確保によるシステム開発力の強化

当社サービスの一層の充実を図るうえでは、システム開発力の強化が欠かせません。現状では十分な開発リソースの確保ができておらず開発の大部分を外注により実施している状況ですが、システム開発力強化のためシステム開発要員の採用を積極的に実施し必要な人材の確保を進めております。今後は、開発基盤の構築及び開発組織の強化を通じて、システム開発力の一層の強化と開発業務の効率化を図ってまいります。

当社は、四半期毎の人事評価制度の運用改善及び社内研修制度の見直し等により、従業員が主体的かつ柔軟に勤務できる魅力ある職場づくりを推進しております。こうした制度上の改善に加えて、福利厚生制度及びインセンティブの充実により、引き続き優秀な人材の確保及び育成に取り組んでまいります。

内部管理体制の強化

当社は、今後より一層の事業拡大を見込む成長段階にあり、事業の拡大・成長に応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。経営の公正性・透明性確保のためにコーポレート・ガバナンスを強化し、適切な内部統制システムの構築・運用を通じて、企業価値の最大化に努めてまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

当社は「Big Data × Technology で不動産の未来は私たちが動かす」というビジョンのもと、不動産業界のDX化を推進することが、持続可能な社会につながるものと捉えております。

(1) ガバナンス

当社は、サステナビリティ推進の役割を担う特定の部門を設けておりませんが、サステナビリティに関連した課題については、取締役会やリスク・コンプライアンス管理委員会の中で適宜、その内容及び課題に対する取組みについて議論し、監査等委員会の意見を交えながら、対応策の検討を行っております。

(2) 戦略（人的資本）

当社は、人的資本においては、多様な人材が活躍できる環境づくりに取り組んでおり、人材の育成や働きやすい職場づくりに注力しております。主な取組みとして、資格取得のための全額補助や動画研修等による従業員のスキルアップを図る取組みに加え、フレックス制度やリモートワークを活用した従業員一人ひとりが働きやすい環境を整備しております。また、勤務時間のモニタリングによる長時間労働の防止、メンタルヘルスケア、衛生委員会の実施など、健康的な働き方を推進する様々な施策を実施しております。

(3) リスク管理

当社は、企業活動におけるリスク管理を重視しており、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」及び「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」にてリスク管理に関する必要な事項を定めております。

具体的には委員長を代表取締役社長が務め、四半期に1回または必要に応じて適宜同委員会を開催し、各部門及び部室のリスク管理担当者と連携しつつ、リスクの洗い出し・識別・評価を行い、適時適切な対応や改善策の検討を実施しております。

(4) 指標及び目標

当社は、「(2) 戦略（人的資本）」において記載した、人材の育成や社内環境整備を積極的に取り組んでいるものの、本報告書提出日現在においては、当該指標についての目標を設定しておりません。

今後、関連する指標のデータの収集と分析を進め、目標及び開示項目を検討してまいります。

3 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましても、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅することを保証するものではありません。

(1) 事業環境等に関するリスク

業界及び顧客の動向に関するリスク

当社は不動産業界に特化したプラットフォーム事業及びデジタルマーケティング事業等を行っており、当社顧客は不動産業界に集中している状況にあります。不動産業界の中でも新築マンションデベロッパー事業者、新築戸建て事業者及び不動産仲介事業者等に向けたサービスを創業以来提供しておりますが、不動産業界全般の景気や、不動産業界におけるシステム投資の状況によって、当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、今後において、不動産業界に対する規制環境の変化や業界各社の対応に何らかの変化が生じた場合、同様に当社の事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

インターネット広告商品の変化について

当社がデジタルマーケティング事業で取り組んでいるインターネット広告は、その手法が日々進化しておりますので、当社の取り扱うリスティング広告及びディスプレイ広告等のインターネット広告商品の相対的価値が低下することで、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。その対応策として、当社ではスマートフォンなどの新たなデバイス向けの広告商品やFacebook広告やYouTube広告等のSNS広告の取扱いもスタートして、顧客ニーズをいち早く捉えるべく新規広告商材への取り組みを進めるなど対応を図っております。しかしながら、これらの広告商品への対応が著しく遅れてしまった場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

システムリスクについて

当社の事業はインターネット環境において行われており、サービスの安定供給のために当社として適切と考える以下のセキュリティ対策を施しております。

イ. ISO27001情報セキュリティマネジメントシステムの認証取得による情報管理体制の整備

ロ. 各サービスの運用サーバ及びネットワーク等の冗長化

ハ. ウイルスやアタックを防止するファイアウォールの設置

ニ. SSL(Secure Socket Layer)等を用いた外部との通信の暗号化

ホ. 継続的な脆弱性診断の実施

ヘ. セキュリティの担保された通信を実施するためのVPN設置

ト. セキュリティリスクに対応したソフトウェア及び機器の定期的なアップデート

チ. メール誤送信防止ソフトの導入

リ. ウイルス対策ソフトの導入

ヌ. 大規模クラウドサービスプラットフォーム AWS(Amazon Web Service)環境におけるサービス運用

こうした対策にもかかわらず、ハードウェア・ソフトウェアの不具合、人為的なミス、コンピュータウイルス、第三者によるサーバやシステムへのサイバー攻撃、AWSの不備や障害、自然災害等の予期せぬ事象の発生によって、当社の想定しないシステム障害等が発生した場合は、当社の事業活動に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) 事業内容等に関するリスク

新規サービスについて

当社は、事業規模の拡大及び収益源の多様化を実現するために、新規サービスの拡充への取り組みを進めていく方針であります。新規サービスの拡充にあたっては、当社の不動産業界における顧客基盤や当社の保有データ・技術等を踏まえて確度の高いサービス開発に取り組んでまいりますが、新規サービスが安定して収益を生み出すまでには一定の期間と投資を要することが予想され、全体の利益率を低下させる可能性があります。

また、将来の事業環境の変化等により、新規事業が当初の計画どおりに推移せず、新規事業への投資に対し十分な回収を行うことができなかつた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社としましては、顧客とのヒアリング及びリサーチを実施することによりサービスに対する顧客ニーズを明確に把握し、優先順位づけを適切に行うことで本リスクを軽減させていく方針です。

パンフレット画像の利用に係る契約について

当社のプラットフォーム事業におけるデータベースにおいては、新築マンション販売時のパンフレット画像等を契約に基づき収集しておりますが、当該契約の解消または変更等により当該パンフレット画像等が利用できなくなった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社としては、新築マンションのパンフレット画像等の提供元である新築マンションデベロッパーの顧客満足度向上に努め、関係維持を図ることにより本リスクを軽減させていくこととしております。

(3) 組織体制等に関するリスク

人材の確保及び育成について

当社は、事業の拡大に伴い、継続的な人材の確保が必要となるため、優秀な人材を適切に確保するとともに、人材の育成に努めてまいります。しかしながら、人材の確保及び育成が計画どおりに進まなかつた場合は、当社の事業展開に支障が生じ、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

当社としては、人材の確保の遅れが生じないように採用ルートの多様化を推進するとともに、適宜外部リソースを活用することで本リスクの軽減を図っております。

コンプライアンス体制について

当社は、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのためコンプライアンスに関する社内規程として「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」、「内部通報規程」、「インサイダー取引防止規程」、「広告・広報等管理規程」及び「知的財産管理規程」等を策定するとともに四半期に一度コンプライアンス研修を実施し、社内規程の周知徹底とコンプライアンス意識の醸成を図っております。

しかしながら、これらの取り組みにもかかわらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社の事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社の事業及び業績や社会的信用に影響を与える可能性があります。

大株主について

当社代表取締役社長である陣隆浩の当事業年度末における議決権所有割合は、直接所有分として41.68%であります。また、同氏の資産管理会社である株式会社JINXの議決権を合算した所有割合は62.61%となっております。同氏及び株式会社JINXは引き続き当社の株式を保有する見通しであります。議決権の行使に当たっては、株主共同利益を追求するとともに少数株主の利益にも配慮する方針であります。

しかしながら、何らかの事情によって、同氏または当該資産管理会社が当社株式をやむを得ず売却することとなった場合、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社は小規模な組織であり、現在の人員構成における最適と考えられる内部管理体制や業務執行体制を構築しております。当社は、今後の業容拡大及び業務内容の多様化に対応するため、人員の増強及び内部管理体制及び業務執行体制の一層の充実を図っていく方針であります。これらの施策が適時適切に進行しなかつた場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) 事業に関する法的規制等に関するリスク

個人情報の保護について

当社は、当社の提供するサービスを通じて、利用者本人を識別することができる個人情報を一部保有しております。当社は、JISQ15001プライバシーマーク認証を取得の上、信頼性の高い外部サーバで当該個人情報を保護するとともに、個人情報保護に関するフローを整備し、個人情報の保護に努めております。

こうした対策にもかかわらず、個人情報が当社の関係者等の故意または過失により外部に流出した場合には、当社が損害賠償を含む法的責任を追及される可能性があるほか、当社の運営するサービスの信頼性等が毀損し、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

法的規制について

現時点において、当社事業そのものを規制する法的規制はないものと認識しておりますが、情報サービス業界の変化は激しいことから、今後新たな法令等の整備が行われる可能性は否定できず、当該内容によっては当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、不動産に関わる分野におけるインターネット上の表示項目等が規制の対象になる可能性も否定できず、その場合には当社の事業の一部が制約される可能性があります。

(5) その他リスク

ソフトウェアの減損について

当社は、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められた開発費用をソフトウェア（ソフトウェア仮勘定含む）として資産計上しております。このうち、プラットフォーム事業に係るソフトウェアについては、技術革新のスピードの早いインターネットを使ったSaaS型サービスであることを鑑み、見込利用可能期間を3年と保守的に設定しております。このソフトウェアについて、クライアントニーズへの適切な対応を実施することにより減損を発生させないよう努める方針ですが、重大な将来計画、使用状況等の変更やサービスの陳腐化等により、収益獲得又は費用削減効果が大幅に損なわれ、ソフトウェアの減損が必要となった場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

繰延税金資産について

繰延税金資産の計算は、将来の課税所得など様々な予測・仮定に基づいており、経営状況の悪化や税務調査の結果等により、実際の結果が予測・仮定とは異なる可能性があります。従って、将来の課税所得の予測・仮定に基づいて繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社では、当社の役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しており、当事業年度末時点における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は5.1%となっております。これらの新株予約権が行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

当社株式の流動性について

当社は、当社株式の流動性の確保に努めることとしておりますが、株式会社東京証券取引所の定める流通株式比率は当事業年度末時点において25.88%であります。

今後は、当社主要株主等への一部売出しの要請、ストックオプションの行使による流通株式数の増加、従業員持株会による定期的な株式買付等により流動性の向上を図っていく方針ではありますが、何らかの事情により流動性が向上しない場合には、当社株式の市場における売買が停滞する可能性があり、それにより当社株式の需給関係にも悪影響を及ぼす可能性があります。

配当政策について

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する配当による利益還元は重要な経営課題として認識しております。しかし、当社は現在成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当の実施時期については未定であります。

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

経営成績の状況

当事業年度における我が国の景気動向は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束し経済活動の正常化が進んでおります。

当社の顧客が属する不動産業界におきましては、全体としては住宅建設は横ばいの推移となっております。その一方で、当社が事業展開している三大都市圏の新築マンション業界においては資材価格や人件費等の建築コストの高止まり及び円安の進展による海外からの不動産需要の拡大等を背景として新築マンションの平均価格が年々上昇を続けており、底堅い動きが継続しております。

このような事業環境のもと、不動産情報提供サービスを行う当社はサービスの拡大を積極的に推進しております。当社の主力事業である新築マンション事業者向けのマンションサマリにおいては、当社サービスの利用アカウントの増加に向けた機能強化及びサービスの拡充等を推進しております。

また、不動産仲介事業者向けのサービスであるデータダウンロードサービスにおいては、新規サービスの開発に引き続き注力しております。

コスト面におきましては、システム開発力の充実のためのエンジニア職の採用及び新規サービスの開発等の投資を先行させたことにより、利益面では前事業年度を下回る結果となっております。

この結果、当事業年度の売上高は1,437,040千円（前事業年度比1.6%増）、営業利益は56,818千円（同59.1%減）、経常利益は59,088千円（同58.2%減）及び当期純利益は48,380千円（同47.6%減）となりました。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

財政状態の状況

（資産）

当事業年度末における流動資産は679,073千円となり、前事業年度末に比べ16,022千円減少しました。これは主に、法人税等の納税及び借入金の返済により現預金が34,402千円減少した一方で、売上高の伸長に伴い売掛金が13,694千円増加したこと等によるものであります。

固定資産は272,579千円となり、前事業年度末に比べ822千円減少しました。有形固定資産は2,388千円増加しておりますが、これは主に東海支社のリフォームに伴うものであります。無形固定資産は14,042千円減少しておりますが、これはソフトウェアが25,241千円増加した一方で、ソフトウェアの完成による勘定振替及び「マンションサマリ」の一部機能について、開発計画の変更により、開発再開の時期が決まっていないことから遊休資産としたことに伴う減損損失9,993千円の計上によりソフトウェア仮勘定が39,284千円減少したことによるものであります。投資その他の資産は10,831千円増加しておりますが、これは主に繰延税金資産が16,799千円増加した一方で、保有株式の一部売却に伴い投資有価証券が4,178千円減少したこと等によるものであります。

この結果、総資産は951,652千円となり、前事業年度末に比べ16,845千円減少しました。

（負債）

当事業年度末における流動負債は185,974千円となり、前事業年度末に比べ57,905千円減少しました。これは主に前期分の納税により未払法人税等が44,453千円減少したこと及び返済により借入金が17,000千円減少したこと等によるものであります。

固定負債は1,975千円となり前事業年度末に比べ13,322千円減少しております。これは主に、返済により長期借入金が15,000千円減少した一方で、資産除去債務を1,975千円計上したことによるものであります。

この結果、負債合計は187,950千円となり、前事業年度末に比べ71,228千円減少しました。

（純資産）

当事業年度末における純資産は763,702千円となり、前事業年度末に比べ54,383千円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上等により利益剰余金が45,430千円増加したこと及び従業員のストックオプションの権利行使に伴い自己株式が5,920千円減少したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ34,402千円減少し、当事業年度末には445,319千円となりました。

各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は61,353千円となりました。これは主に、減価償却費が86,808千円及び税引前当期純利益が65,872千円あった一方で、法人税等の支払に76,971千円を使用したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は65,628千円となりました。これは主に、有価証券の売却により21,004千円の資金を獲得した一方で、無形固定資産の取得により83,687千円を使用したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は30,128千円となりました。これは主に、借入金の返済による支出が短期と長期を合わせて32,000千円あった一方で、従業員のストックオプションの権利行使に伴う自己株式処分により2,970千円を獲得したことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社が提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社が提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

c．販売実績

当事業年度における販売実績は次のとおりであります。なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載を行っておりません。

セグメントの名称	第33期事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日)	前年 同期比 (%)
不動産マーケティングソリューション事業(千円)	1,437,040	+1.6
合計(千円)	1,437,040	+1.6

(注) 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成に当たり、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りとは異なる場合があります。

当社の財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況

1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

当社の財務諸表の作成に当たって採用している重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。

(繰延税金資産の回収可能性)

当社は、繰延税金資産について、将来の事業計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定の変更により、将来の課税所得が減少した場合、繰延税金資産が減額され、税金費用が計上される可能性があります。

(固定資産の減損)

当社は、固定資産のうち減損の兆候がある資産について、当該資産から得られる将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定は慎重に検討しておりますが、将来の事業計画や市場環境の変化により、その見積りの前提とした条件や仮定の変更により、回収可能価額が減少した場合、減損損失の計上が必要となる可能性があります。

経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 財政状態の分析

「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

b. 経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は、1,437,040千円(前事業年度比1.6%増)となりました。事業別にはプラットフォーム事業939,035千円、デジタルマーケティング事業404,968千円及びその他93,036千円でありました。

プラットフォーム事業においては、新築マンション領域が増収となる一方で、中古マンション領域は減収となっております。新築マンション領域におきましては、ライセンス追加に伴うアップセル等により既存顧客の売上が伸長したことにより前事業年度比3.1%増の売上高増加となりました。中古マンション領域におきましてはデータダウンロードサービスの顧客数は順調に増加しているものの、顧客単価が伸び悩んでいるほか予定していた新サービスの遅延等の影響もあり前事業年度比17.3%減の売上高減少となっております。

デジタルマーケティング事業では、既存顧客の深耕が順調に進み受注件数が増加したこと及びSNS広告などの新商材への取り組みを強化した結果、前事業年度比14.3%増の売上高増加となりました。

その他事業は前事業年度比32.0%減となりましたが、その主な要因は前事業年度においてリフォーム案件の取扱いを中止したことによる売上高減少です。

(売上原価、売上総利益)

当事業年度における売上原価は、既存サービスのユーザビリティ向上のための追加機能開発コストの増加とそれに伴う減価償却費(ソフトウェア償却)の増加により、865,731千円(前事業年度比16.1%増)となりました。

この結果、売上総利益は571,309千円(前事業年度比14.6%減)となりました。

なお、当事業年度における減価償却費の増加が利益を圧迫しておりましたが、新規のソフトウェア開発投資は概ね終了しており2025年2月期以降は新規のソフトウェア開発が抑制される見通しであるため、2026年2月期以降には減価償却費が減少に転じるものと見込んでおります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、514,490千円(前事業年度比3.0%減)となりました。主な要因は、新サービスの開発のための研究開発活動を前事業年度から23,069千円減少させたこと等によるものであります。

この結果、営業利益は56,818千円（前事業年度比59.1%減）となりました。

（営業外損益、経常利益）

当事業年度における営業外収益は、2,428千円（前事業年度比15.9%減）、営業外費用は158千円（前事業年度比72.9%減）となりました。営業外費用の減少は、前事業年度の自己株式取得費用404千円が当事業年度には発生しなかったためであります。

この結果、経常利益は59,088千円（前事業年度比58.2%減）となりました。

（特別損益、当期純利益）

当事業年度における特別利益は16,837千円、特別損失は10,053千円となりました。特別利益は主に投資有価証券売却益であります。また、特別損失は主にソフトウェアの減損損失ですが、これはソフトウェア仮勘定に計上していたマンションサマリの開発中の一部機能について、開発計画の変更により開発再開の時期が決まっていないことから遊休資産とし、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額したことによるものです。

法人税等（法人税等調整額を含む）は17,492千円となりました。

この結果、当事業年度の当期純利益は48,380千円（前事業年度比47.6%減）となりました。

目標とする経営指標等の達成状況について

当社は、全社的に重視する指標として売上高及び営業利益を設定しております。

また、サービス毎には、主に新築マンション事業者向けに提供している月額課金制サービス（サマリネット及びリアナビ）における平均顧客単価（サマリネット）、平均顧客数（サマリネット）、ARR（サマリネット・リアナビ）及び解約率（サマリネット・リアナビ）を、不動産仲介事業者（中古領域）向けのデータダウンロードサービスにおいては売上高及び平均顧客数を事業運営上重視する経営指標としております。

それぞれの指標の推移は下表のとおりであります。

		第32期事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	第33期事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
売上高	(千円)	1,414,567	1,437,040
営業利益	(千円)	138,969	56,818
サマリネット・リアナビ	平均顧客単価 (千円)	233	241
	平均顧客数 (社)	267	281
	ARR (千円)	755,925	800,636
	解約率 (%)	0.6	0.5
データダウンロードサービス	売上高 (千円)	65,681	54,327
	平均顧客数 (社)	2,420	2,817

サマリネット・リアナビについては平均顧客数が267社から281社へ増加すると同時に、ライセンス追加等のアップセルを推進したことにより平均顧客単価が上昇し、ARRは順調に増加しております。また、解約率は0.5%と依然として低い水準に抑えられております。

データダウンロードサービスについては、平均顧客数は堅調に増加しておりますが、売上高は大幅な減少となっております。売上高の減少要因としましては、データダウンロードサービスの利用件数が減少したことが主要因ですが、当該減少を補うために注力している不動産仲介事業者向け新サービスのリリースが遅延したことも影響していると考えております。

キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

当社の資本の財源及び資金の流動性については、資金の手許流動性や財務健全性を考慮したうえで、原則として自己資金を財源とする方針に基づき事業運営、設備投資を実施しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社の財政状態及び経営成績の分析については、前記「4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」及び「4 経営者による財政状態、経営

成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載のとおりであります。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因としては、新規住宅及び既存住宅の流通動向や不動産会社の販売促進活動の動向等があります。また、「3 事業等のリスク」に記載のとおり、事業内容や外部環境、事業体制等、様々なリスク要因が当社の経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識しております。

経営者の問題意識と今後の方針

当社が今後更なる成長を遂げるために、「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載している課題に対処することが重要であると認識しております。そのため、当社の経営成績等に重要な影響を与える要因に対応すべく、当社では新規住宅及び既存住宅を含めた不動産全体の市場動向を鑑みて、顧客のニーズに合わせたサービスを開発・提供していく方針であります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社は、顧客に対して新たな価値を提供するための新サービスの開発のために、自社において研究開発を行っております。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社の主たる研究開発活動は以下のとおりです。

マンションバリュー開発

当社が所有する不動産データを元に、すでにマンションを購入しているマンションオーナーに対して情報提供を行っていくサービスを開発しております。

データダウンロードサービス開発

不動産仲介事業者向けに、サービス内で物件を選択し、間取り図面、物件写真等をダウンロードできるサービスを開発しております。

以上の結果、当事業年度の研究開発費の総額は41,506千円となっております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度における当社の設備投資は、主にサマリネットの主力サービスであるマンションサマリのクライアントサーバ型システムからSaaS型システムへの移行に伴う機能充実及びマンションサーチのための開発費用等のほか、東海支社の内装改修を実施したことにより総額83,244千円の投資を行いました。

また、当事業年度において重要な設備の除却または売却はありません。

なお、当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報に関連付けた記載は行っていません。

2 【主要な設備の状況】

2024年2月29日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフト ウェア	その他	合計	
本社 (東京都 新宿区)	不動産マーケティング ソリューション事業	本社機能	2,332	812	270	144,453	384	148,253	51 (9)
関西支社 (大阪府 大阪市 北区)	不動産マーケティング ソリューション事業	支社機能	0	-	-	-	-	0	7 (2)
東海支社 (愛知県 名古屋市 中区)	不動産マーケティング ソリューション事業	支社機能	3,797	731	-	-	-	4,528	4 (1)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. ソフトウェアの帳簿価額にはソフトウェア仮勘定の金額は含まれておりません。
3. 帳簿価額のうち、「その他」は、商標権、電話加入権であります。
4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイトを含む。)は、()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
5. 本社及び各支社の建物を賃借しております。年間賃借料は下記のとおりであります。
- | | |
|------|----------|
| 本社 | 44,535千円 |
| 関西支社 | 2,750千円 |
| 東海支社 | 1,612千円 |

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額 (千円)	既支払金額 (千円)		着手	完了	
本社 (東京都新宿区)	ソフトウェア (注) 1	27,000	3,060	自己資金	2024年3月	2025年2月	(注) 2

- (注) 1. 不動産マーケティングシステムに係るソフトウェアであります。
2. 完成後の増加能力については、係数的把握が困難であるため、記載を省略しております。
3. 当社は不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	9,600,000
計	9,600,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年2月29日)	提出日現在 発行数(株) (2024年5月30日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	2,744,000	2,744,000	東京証券取引所グロース	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら制限のない当社に おける標準となる株式であり ます。単元株式数は100株であ ります。
計	2,744,000	2,744,000		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2024年5月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第5回新株予約権

決議年月日	2018年12月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 48
新株予約権の数(個)	1,040
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 104,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2020年12月21日 至 2028年12月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く)には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。さらに、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部又は一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

権利行使期間の開始日(当該日を含む。)より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。

上記で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで(ただし、上記で行使されたものを含む。)新株予約権を行使することができるものとする。

上記に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権の全て(ただし、上記及びで行使されたものを除く。)を行使することができるものとする。

上記、の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が、上記「3. 新株予約権の行使条件」(2)又は(3)により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権

決議年月日	2019年2月25日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 3
新株予約権の数(個)	4
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 400 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	450 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 450 資本組入額 225
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、その他これらの場合に準じ行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。また、割当日後、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法の規定に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く)には、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。さらに、割当日後、他の種類株式の普通株式への無償割当又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の権利行使は、1個単位で行うことができる。

(2) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社の取締役、参与又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了又は辞任による退任及び定年退職又は転籍の場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

(3) 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

(4) 新株予約権の行使期間のほか、以下の定めに従って、割当新株予約権の全部又は一部を行使するものとする。ただし、取締役会の決議により、本期間区分によらない割当新株予約権の行使を認めることができるものとする。

権利行使期間の開始日(当該日を含む。)より1年間は、割当新株予約権個数の1/3まで新株予約権を行使することができるものとする。

上記で定める期間が経過した日より1年間は、割当新株予約権個数の2/3まで(ただし、上記で行使されたものを含む。)新株予約権を行使することができるものとする。

上記に定める期間が経過した日より以降は、割当新株予約権の全て(ただし、上記及びで行使されたものを除く。)を行使することができるものとする。

上記、の計算の結果、新株予約権に1個未満の端数が生じる場合は、小数点第1位以下を切り上げるものとする。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会において承認されたとき、又は当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が、上記「3. 新株予約権の行使条件」(2)又は(3)により権利を行使する条件に該当しなくなった場合には、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第8回新株予約権

決議年月日	2021年1月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 2 従業員 16
新株予約権の数(個)	129 [127]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 12,900 [12,700] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	750 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 750 資本組入額 375
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決

議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第10回新株予約権

決議年月日	2021年6月30日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 2
新株予約権の数(個)	6
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 600 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	760 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 760 資本組入額 380
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2024年4月30日)において、これらの事項に変更はありません。

- (注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただし、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

6. 2021年10月14日開催の取締役会決議により、2021年11月2日付で当社普通株式1株につき100株の割合で株式分割いたしました。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第11回新株予約権

決議年月日	2023年6月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1 従業員 28
新株予約権の数(個)	216 [213]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 21,600 [21,300] (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	808 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2025年7月1日 至 2033年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 808 資本組入額 404
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の決議の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2024年2月29日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2024年4月30日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、提出日現在では100株であります。なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

2. 当社が株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行前株価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整されるものとする。

3. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員、従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が任期満了により退任または定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

(2) 当社の普通株式が、いずれかの金融商品取引所に上場されていること。

(3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。ただ

し、取締役会が認めた場合は、この限りではない。

4. 新株予約権の取得事由及び条件

(1) 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、及び新株予約権者が保有する新株予約権を放棄した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められた行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使できる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記「3. 新株予約権の行使条件」に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

(9) 新株予約権の取得事由

上記「4. 新株予約権の取得事由及び条件」に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年11月2日 (注)1	2,376,000	2,400,000	-	45,400	-	10,000
2022年2月24日 (注)2	335,000	2,735,000	195,707	241,107	195,707	205,707
2022年10月18日～ 2022年10月19日 (注)3	9,000	2,744,000	2,025	243,132	2,025	207,732

(注)1. 株式分割(1:100)によるものであります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 1,270円

引受価額 1,168.40円

資本組入額 584.20円

3. 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2024年2月29日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	17	19	12	6	1,541	1,596	-
所有株式数 (単元)	-	31	1,087	7,143	153	18	18,992	27,424	1,600
所有株式数の 割合(%)	-	0.11	3.96	26.05	0.55	0.07	69.25	100	-

(注)自己株式93,000株は、「個人その他」に930単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年2月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
陣 隆浩	東京都新宿区	1,105,000	41.68
株式会社JINX	東京都新宿区西新宿6-15-1	555,000	20.93
森山 一郎	東京都品川区	110,000	4.14
株式会社GA technologies	東京都港区六本木3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー40階	80,000	3.01
伊藤 修一	東京都武蔵野市	78,000	2.94
アットホームホールディングス 株式会社	東京都大田区西六郷4-34-12	60,000	2.26
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	47,100	1.77
大寺 利幸	東京都江東区	40,500	1.52
島田 佳明	東京都中野区	30,000	1.13
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	27,300	1.02
計		2,132,900	80.40

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2024年2月29日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 93,000	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,649,400	26,494	同上
単元未満株式	普通株式 1,600	-	-
発行済株式総数	2,744,000	-	-
総株主の議決権	-	26,494	-

【自己株式等】

2024年2月29日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社マーキュリー リアルテックイノベーター	東京都新宿区西新宿 二丁目6番1号	93,000	-	93,000	3.38
計	-	93,000	-	93,000	3.38

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年4月15日)での決議状況 (取得期間 2024年4月16日~2024年9月30日)	80,000	56,000,000
当事業年度前における取得株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	80,000	56,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	17,400	9,741,000
提出日現在の未行使割合(%)	78.25	82.61

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年5月1日から有価証券報告書提出日までの取得自己株式数は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (ストックオプションの権利行使)	6,600	5,920,200	-	-
保有自己株式数	93,000	-	110,400	-

(注) 当期間におけるその他(ストックオプションの権利行使)には、2024年5月1日から有価証券報告書提出日までのストックオプションの権利行使による株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

しかしながら、当社は現在、成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、将来の事業展開及び経営体質の強化のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが、株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対して利益還元を実施していく方針ではありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の安定に向けた財務体質の強化及び事業成長に向けた投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本としておりますが、毎年8月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。また、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全化、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に添えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻く様々なステークホルダーへの利益還元につながるとの認識のもと、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に取り組んでまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ.企業統治体制の概要

当社は、取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンスの一層の充実に図ること、また、機動的かつ実効的な監督が、更なる企業価値向上につながるものと判断し、2023年5月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

a.取締役会

当社の取締役会は、監査等委員でない取締役4名（うち社外取締役1名）と監査等委員である取締役3名（うち社外取締役3名）で構成されており、取締役会は原則として毎月1回開催の定時取締役会に加え、決議を要する重要案件が発生した際には臨時取締役会を開催しております。

議長：代表取締役社長 陣隆浩

構成員：監査等委員以外の取締役 大寺利幸、河村隆博、樺島弘明（社外取締役）

監査等委員である取締役 伊藤修一、齊藤悟志、呉田将史（すべて社外取締役）

取締役会は、株主に対する受託者責任を踏まえ、戦略的な方向性を踏まえた重要な業務執行の決定を行うことに加え、建設的な議論を行うこと、具体的な検討内容として、経営の基本方針の策定、重要規程の改定、株式及び株主総会関連、年次決算・四半期決算等について審議を行い、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めております。

また、当事業年度において当社は取締役会を13回開催しており、出席状況については次のとおりであります。

役職	氏名	出席回数
代表取締役社長	陣 隆浩	13回 / 13回（出席率100%）
取締役	大寺 利幸	13回 / 13回（出席率100%）
取締役	河村 隆博	13回 / 13回（出席率100%）
社外取締役	齊藤 悟志	3回 / 3回（出席率100%）
社外取締役	樺島 弘明	10回 / 10回（出席率100%）
社外取締役常勤監査等委員	伊藤 修一	10回 / 10回（出席率100%）
社外取締役監査等委員	齊藤 悟志	10回 / 10回（出席率100%）
社外取締役監査等委員	呉田 将史	10回 / 10回（出席率100%）

- (注) 1. 伊藤修一氏、呉田将史氏は2023年5月30日開催の第32回定時株主総会の決議に基づき、監査等委員会設置会社移行後開催された取締役会に社外取締役監査等委員としての出席した回数を記載しております。
2. 齊藤悟志氏は、監査等委員会設置会社移行前に開催された取締役会に社外取締役として出席した回数及び監査等委員会設置会社移行後に開催された取締役会に社外取締役監査等委員として出席した回数を記載しております。
3. 樺島弘明氏は、2023年5月30日開催の第32回定時株主総会において選任された以降開催された取締役会に社外取締役として出席した回数を記載しております。

b.監査等委員会

当社の監査等委員会は、常勤監査等委員1名及び非常勤監査等委員2名の計3名（すべて社外取締役）で構成されております。監査等委員会では、監査方針・監査計画を策定し、各監査等委員は当該計画に従って取締役会での議決権行使を通じて監査しております。原則として監査等委員会は毎月1回、必要に応じて臨時に監査等委員会を開催しております。また、内部監査室及び会計監査人とも密に連携し、監査の実効性の向上に努めております。

議長：常勤の監査等委員 伊藤修一

構成員：非常勤監査等委員 齊藤悟志、呉田将史

c.リスク・コンプライアンス管理委員会

当社は、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底及びリスク管理が必要不可欠であると考え、コンプライアンス違反や重大な事故を未然に防止する計画立案とともに、コンプライアンス遵守及びリスク管理の推進体制のため「コンプライアンス規程」、「リスク・コンプライアンス管理委員会規程」を制定し、リスク・コン

プライアンス管理委員会を設置しております。

リスク・コンプライアンス管理委員会は、代表取締役社長 陣隆浩を委員長に、取締役 大寺利幸、取締役 河村隆博、各本部長、総務人事部長、内部監査室長、インフラ開発部長及び情報セキュリティ事務局長を委員に選任し四半期毎に開催しております。リスク・コンプライアンス管理委員会においてはリスク及びコンプライアンスの状況について把握するとともに、その取組みを推進しております。なお、リスク・コンプライアンス管理委員会には、常勤監査等委員 伊藤修一（社外取締役）がオブザーバーとして参加しております。

d. 内部監査

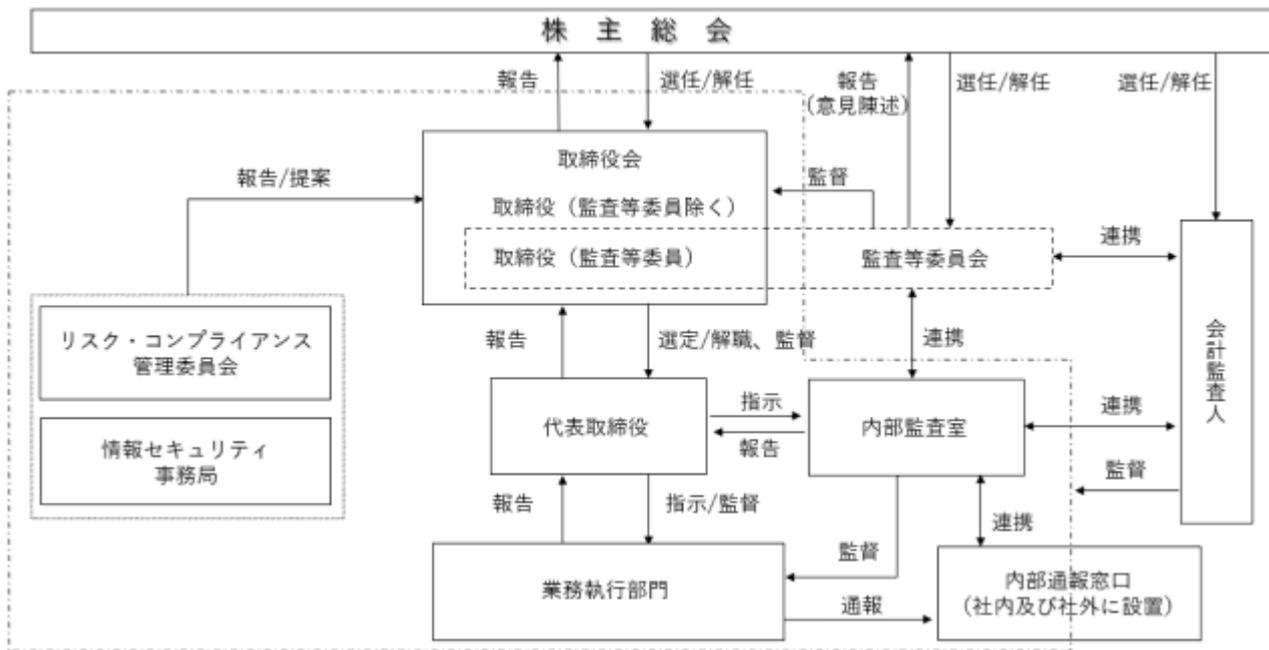
当社は、業務運営及び財産管理の実態を調査し、諸法令、定款及び社内規程への準拠性を確かめ、誤謬、脱漏、不正等の防止に役立て、経営の合理化及び効率の向上に寄与するため「内部監査規程」を制定しております。

内部監査は代表取締役社長の承認により指名された内部監査室長が年間の内部監査計画に従い、全部署に対して、法令の遵守状況及び業務活動の効率性等について内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告した上で、被監査部門に対して改善を指示し、期末日までに改善状況を確認しております。また、内部監査室は監査等委員会及び会計監査人と定期的に情報交換を実施しております。

e. 会計監査

当社は、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人より適時適切な監査が実施されております。

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると、以下のとおりとなります。



ロ. 当該体制を採用する理由

当社は、当社事業に精通した取締役会において経営の基本方針や重要な業務の執行を決定し、社外取締役3名にて構成されている監査等委員会が取締役会での意思決定の妥当性を確認するとともに、常勤監査等委員が重要な社内会議に毎月出席することにより取締役の業務執行を監査することでコーポレート・ガバナンス体制をより一層充実させることが可能となると考え、監査等委員会設置会社の機関設計を採用しております。

企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備状況

当社は、業務の適正性を確保するための体制として取締役会において「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

- a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (a) 取締役会は、全社的な内部統制システムの整備に関する基本方針を決定及び適切に運用し、それに従い職務執行しているかを監督します。
 - (b) 内部監査及び監査等委員会監査を実施し、職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認します。
 - (c) 内部通報規程を制定し、業務執行に係るコンプライアンス違反及びそのおそれに関して、通報・相談を受け付けるための窓口を設置するとともに、通報者等の保護を徹底します。
 - (d) 会社規程集（定款を含む）を整備し、取締役及び使用人が常に目をとおせる状態にします。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (a) 取締役の職務の執行に係る情報または文書は、法令及び「文書管理規程」その他の社内規程に基づき適切に保存及び管理します。
 - (b) 情報の管理については、情報セキュリティマネジメントシステム及び個人情報保護マネジメントシステムの規格に基づき適切に管理します。
 - (c) 取締役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとします。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) 「リスク管理規程」に必要な条項を定め、リスク管理体制を構築・整備・運用します。万一重大な事案が発生した場合は、損失または不利益を最小化するため適切な措置を講じます。
 - (b) 内部監査室は、各部署のリスク管理の状況が適切であるかを随時モニタリング及びレビューし、代表取締役に報告します。
- d. 取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 取締役及び執行役員の担当業務及び職務権限を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保し、チェック機能の強化と業務執行の効率化を図ります。
 - (b) 取締役会において、中期経営計画及び年度予算を策定し、各部署において達成すべき目標を明確化するとともに、経営環境の変化に機敏に対応しつつ連携を保つため、必要な情報を全社的に共有する環境を整備します。
 - (c) 定例の取締役会を毎月1回以上開催し、重要事項の決定及び取締役並びに執行役員の業務執行状況の監督を行います。
- e. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びに使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性に関する事項
 - (a) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人は配置していませんが、取締役会は監査等委員会と必要に応じて協議し当該使用人を配置します。
 - (b) 補助すべき期間中は、任命された使用人への指揮及び評価権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）の指揮命令は受けないものとします。
- f. 監査等委員会補助人の取締役からの独立性に関する事項
 - (a) 監査等委員会補助人は、監査等委員会の指揮命令に従って、監査業務を補佐するものとします。
 - (b) 当該監査等委員会補助人の任免、異動、人事考課、懲罰については、監査等委員会の同意を得たうえで行うものとし、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保するものとします。
- g. 監査等委員会補助人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員会補助人が監査等委員会の指揮命令に従う旨を、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に周知徹底します。
- h. 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制と当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (a) 取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、監査等委員会の要請に応じて適時・適切に監査等委員である取締役または監査等委員会と情報を共有します。
- (b) 重要な稟議書は監査等委員である取締役が閲覧可能な状態となるよう情報共有を行います。
- (c) 監査等委員である取締役への報告を行った者に対し、報告したことを理由とする一切の不利益な扱いを禁止します。

i. 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、監査等委員会監査等基準に基づき精算処理を行います。

j. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (a) 監査等委員である取締役は、取締役会に出席し、業務の執行状況を常に把握できる体制とします。
- (b) 内部監査室及び会計監査人との定期的な連絡会として三様監査会議を設けて連携と情報共有を深め、実効的かつ効率的な監査が行えるようにします。

k. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (a) 財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの整備を経営上の最重要事項の一つとして位置付け、財務報告の信頼性確保を推進します。
- (b) 内部統制が有効に機能する体制構築を進め、財務報告における虚偽記載リスクを低減し、未然に防ぐように管理します。
- (c) 金融商品取引法等の関連法令との適合性を十分考慮したうえで、諸規程の整備及び運用を行います。

ロ. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と体制」を以下のとおり定め、社内研修等を通して当社役員職員に対して周知徹底に努めております。

社会秩序や企業の健全な事業活動に脅威を与える反社会的勢力との取引その他一切の関係を遮断し、反社会的勢力から不当な要求等を受けた場合には、組織全体として毅然とした姿勢で臨む体制を整備します。

反社会的勢力に対する基本方針を以下のとおり定め、これを遵守します。

- (a) 反社会的勢力とは、取引その他一切の関係を遮断します。
- (b) 反社会的勢力による不当要求に対し、組織全体として対応するとともに、対応する役員職員の安全確保に努めます。
- (c) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から弁護士等外部専門機関との連携を図ります。
- (d) 反社会的勢力による不当要求には一切応じず、毅然とした法的対応を行います。
- (e) いかなる理由があっても、事案を隠ぺいするための反社会的勢力との裏取引や、反社会的勢力への資金提供は行いません。

また、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力調査マニュアル」を制定し、コーポレート本部総務人事部を主管部門とした体制を整備するとともに、反社会的勢力の調査を徹底することで、反社会的勢力との関わりを未然に防止しております。

ハ. リスク管理体制の整備の状況

当社は、各部門からの情報収集をもとに、リスク・コンプライアンス管理委員会等を通じてリスク情報を共有することにより、リスクの顕在化の未然防止に努めております。また、不祥事を未然に防止するために内部通報制度を設け、社内及び社外に内部通報窓口を設置することで、潜在的なリスクの早期発見及び未然防止に努めております。さらに、重大なリスクの発生可能性を認識した場合には、必要に応じて外部の専門家に照会を行ったうえで対処するとともに、取締役会及び監査等委員会に報告し、その対応策について協議することとしております。

その他

イ. 取締役の選任決議

当社は、取締役の選任決議は、株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票に拠らないものとする旨を定款に定めております。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨定款に定めております。

ハ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

二.責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を賠償責任の限度額とする内容の責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

社外取締役 樺島弘明は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

また、会社法第427条第1項の規定により、監査等委員である取締役との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任について法令が規定する額を賠償責任の限度額とする内容の責任限定契約を締結することができる旨を定款に定めております。

監査等委員である社外取締役 伊藤修一、齊藤悟志及び呉田将史は、当社との間で当社定款に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結しております。

これは、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査等委員会が期待される役割を十分に発揮できるようにするためのものであります。

ホ.役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結いたしました。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであります。

当該保険契約の被保険者は当社取締役であり、全ての被保険者についてその保険料を全額当社が負担しております。

なお、当該保険契約では、被保険者の犯罪行為や、被保険者が意図的に行った違法行為などに起因する損害賠償請求等は補填の対象外とされており、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置が講じられております。

ハ.剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

ト.中間配当

当社は、株主への機動的な配当を可能とするため会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、毎年8月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

チ.自己株式の取得

当社は、機動的に自己株式の取得を行うことを目的として、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	陣 隆浩	1966年11月28日生	1986年4月	株式会社明和住販(現 株式会社明和)入社	(注)3	1,660,000 (注)5
			1987年4月	株式会社オリエント住販入社		
			1992年3月	株式会社東京都開発入社		
			1993年9月	株式会社アルファブランナー入社		
			1996年9月	株式会社デジタルウェア入社		
			2000年2月	株式会社エクス取締役		
			2003年3月	当社代表取締役(現任)		
			2014年1月	株式会社JINX代表取締役(現任)		
取締役 事業部門担当	大寺 利幸	1974年10月14日生	1998年4月	株式会社デジタルウェア入社	(注)3	40,500
			1999年6月	株式会社ビジネスポートシステムズ入社		
			1999年10月	株式会社オフィス・キャスター(現 当社)入社		
			2008年9月	当社ソリューション事業本部副本部長		
			2009年9月	当社ソリューション本部長		
			2010年6月	当社執行役員ソリューション本部長		
			2011年8月	当社取締役ソリューション本部長		
			2021年3月	当社取締役事業推進本部長		
			2023年3月	当社取締役事業部門担当(現任)		
取締役 コーポレート本部長 兼経理部長	河村 隆博	1969年10月2日生	1992年4月	株式会社日本能率協会コンサルティング入社	(注)3	3,000
			1993年4月	株式会社セノン入社		
			1996年5月	株式会社ソフマップ入社		
			1997年8月	セブンデータシステムズ株式会社入社		
			1999年11月	株式会社アプリックス入社		
			2000年7月	高千穂電気株式会社(現 エレマテック株式会社)入社		
			2006年6月	株式会社ムゲンエステート入社		
			2009年3月	株式会社インフォセック入社		
			2015年2月	株式会社ムゲンエステート入社		
			2015年4月	株式会社ムゲンエステート管理本部部长		
			2019年1月	当社入社コーポレート本部長		
			2019年2月	当社執行役員コーポレート本部長		
			2019年5月	当社取締役コーポレート本部長兼管理部長		
			2022年9月	当社取締役コーポレート本部長兼経理部長(現任)		

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (注) 2	樺島 弘明	1975年10月26日生	1998年4月 アイエヌジー生命保険株式会社(現 エヌエヌ生命保険株式会社)入社 2000年7月 株式会社IQ3入社 2001年6月 株式会社ラーニング・テクノロジー・コンサルティング入社 2002年3月 株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エス)設立 2002年12月 同社代表取締役社長 2019年4月 株式会社オフィスバンク社外取締役 2019年8月 株式会社アサインナビ(現 株式会社エル・ティー・エス リンク)代表取締役社長 2019年10月 株式会社フィックスターズ社外取締役(現任) 2020年1月 株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エス)代表取締役CEO 2022年1月 同社代表取締役CEOグループ内部監査室担当(現任) 2022年10月 株式会社エル・ティー・エス リンク取締役(現任) 2023年5月 当社取締役(現任)	(注) 3	-
取締役 (常勤監査等委員) (注) 2	伊藤 修一	1965年8月7日生	1989年4月 株式会社ポーラ化粧品入社 1992年7月 株式会社流通技術研究所入社 1997年2月 株式会社グローバル・コンサルティング・グループ設立取締役 1998年6月 朝日アーサーアンダーセン株式会社(現 PwCコンサルティング合同会社)入社 2002年2月 株式会社サイバーブレインズ(現 楽天インサイト株式会社)設立代表取締役 2006年6月 メディカル・コミュニケーションズ株式会社設立代表取締役会長 2006年10月 株式会社さきがけインベストメント・アンド・コンサルティング設立 代表取締役 2009年7月 メタル・アンド・テクノロジー株式会社設立 代表取締役 2012年4月 株式会社サイバーテック社外取締役(現任) 2013年9月 当社監査役 2021年5月 メディカル・コミュニケーションズ株式会社取締役(現任) 2023年5月 当社取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注) 4	78,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注)2	齊藤 悟志	1971年6月25日生	2001年10月	中央青山監査法人入所	(注)4	-
			2004年4月	公認会計士登録		
			2007年7月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所		
			2009年10月	内閣府行政刷新会議事務局入局		
			2011年7月	新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所		
			2015年9月	齊藤悟志公認会計士事務所代表(現任)		
			2017年9月	中小企業診断士登録		
			2018年5月	当社取締役		
			2019年11月	GYRO HOLDINGS株式会社監査役		
			2020年8月	株式会社ラストワンマイル経営企画室長		
			2021年11月	GYRO HOLDINGS株式会社執行役員		
			2022年3月	株式会社rYojbaba取締役(現任)		
			2022年6月	一般社団法人日本ウェルネス漢方協会監事(現任)		
			2023年5月	当社取締役(監査等委員)(現任)		
			2024年4月	株式会社HUMAN LIFE社外取締役(現任)		
取締役 (監査等委員) (注)2	呉田 将史	1986年1月19日生	2007年12月	新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所	(注)4	-
			2010年8月	公認会計士開業登録		
			2016年7月	SMBc日興証券株式会社出向		
			2018年7月	EY新日本有限責任監査法人出向帰任		
			2019年3月	呉田公認会計士事務所開業(現任)		
			2020年7月	ESネクスト監査法人(現 ESネクスト有限責任監査法人)設立代表パートナー		
			2021年3月	株式会社Techouse監査役(現任)		
			2021年5月	当社監査役		
			2022年2月	ESネクスト有限責任監査法人パートナー(現任)		
			2022年4月	株式会社バイオフィリア監査役(現任)		
			2023年5月	当社取締役(監査等委員)(現任)		
計						1,781,500

(注)1. 2023年5月30日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。

2. 取締役 樺島弘明、伊藤修一、齊藤悟志、呉田将史は、社外取締役であります。

3. 2025年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2025年2月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 代表取締役社長 陣隆浩の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社JINXが所有する株式数を含んでおります。

6. 所有株式数には、役員持株会における各自の持分を含めておりません。

社外役員の状況

当社は社外取締役は4名(うち監査等委員は3名)を選任しております。

社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、監督機能の強化または監査機能の強化のため、当社にとって重要な位置づけと考えております。社外取締役及び監査等委員である社外取締役は議決権を有する取締役会の一員として、審議及び決議に参加することで、取締役会としての監督機能の向上に努めており、また、取締役会における発言は、経営の透明性、客観性及び適正性の確保に貢献しております。

社外取締役樺島弘明氏は、2002年に株式会社エル・ティー・ソリューションズ(現 株式会社エル・ティー・エ

ス)を設立し、長年にわたり経営者として会社を成長させてこられました。その豊富な経験と知識を、当社の持続的な企業価値向上に貢献いただけると判断し、選任しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役伊藤修一氏は、長年にわたり事業会社において取締役として業務執行及び経営視点での豊富な実務経験を有しており、客観的・中立的な監査業務が期待されることから、選任しております。同氏は、当社の株式78,000株を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役齊藤悟志氏は、公認会計士の資格を有しており、経営、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、独立かつ客観的な経営の監督を行っていただけるものと判断し、選任しております。同氏は、当社の新株予約権78個(7,800株相当)を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査等委員である社外取締役呉田将史氏は、公認会計士の資格を有しており、また証券会社及びコンサルタントとしての豊富な実務経験により当社の経営管理体制の一層の充実に寄与することが期待されると判断し、選任しております。同氏は、当社の新株予約権25個(2,500株相当)を所有しております。なお、当社と同氏及び同氏の兼務先との間に、その他の人的・資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

また、当社は、社外取締役及び監査等委員である社外取締役の独立性に関して、特段の基準や方針を定めておりませんが、独立性については株式会社東京証券取引所が定める基準を参考としており、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役及び監査等委員である社外取締役を選任しております。そのため、経営の独立性を確保していると認識しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である取締役を除く社外取締役は、取締役会を通じて業績の進捗状況、内部監査及び会計監査の状況並びに結果等を把握し、必要に応じて業務執行取締役に対して説明を求めること等により、経営監督機能としての役割を担っております。

監査等委員である社外取締役は、期初に定めた監査等委員会監査計画に基づき監査等委員会監査を実施するとともに、取締役会及び監査等委員会を通じて監査等委員会監査、会計監査及び内部監査の報告を受け、必要に応じて意見を述べることにより取締役の業務執行の遵法性確保及びコーポレート・ガバナンスの向上に貢献しております。

内部監査室は、監査等委員会と連携を図りながら各部門に対して法令及び社内規程に則り業務監査を実施し、社長及び監査等委員会にその結果を報告しております。また、内部監査室と監査等委員である取締役は「内部通報規程」に定める内部通報窓口であることから、それぞれの監査結果等を踏まえたコンプライアンス向上のための施策について意見交換を行い連携しております。

内部監査室、監査等委員会及び会計監査人は、四半期毎に面談を実施することにより、監査実施内容や評価結果等の共有を行い連携しております。また、社外取締役及び監査等委員である社外取締役は、取締役会を通じた意見交換のほか、四半期毎に社外取締役と監査等委員である社外取締役による情報交換会を開催することで連携しております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社は、2023年5月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行等を目的とする定款変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。

当社の監査等委員会は、1名の常勤監査等委員及び2名の非常勤監査等委員（すべて社外取締役）の3名で構成されております。

当社では監査等委員会を原則毎月1回定期開催するほか、その他必要に応じて臨時監査等委員会を開催いたします。各監査等委員は、それぞれの専門的な立場において豊富な経験と高い見識を有しており、内部統制システムを活用した監査・監督を実施し、重要な社内会議に出席し、取締役の職務執行について適宜意見を述べます。また、各監査等委員は、必要な情報の収集や調査を内部監査室と連携し、内部監査室が収集した情報や調査の結果を監査等委員会に提示することにより、監査の実効性を確保いたします。

常勤監査等委員は、監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、業務監査全般、会計監査全般及び日常的な監査活動を実施しております。具体的な活動としては、取締役及び本部長・内部監査担当等の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めること、取締役会及び重要な社内会議（本部長会、リスク・コンプライアンス管理委員会、キックオフミーティング等）に出席し業務執行状況を確認すること、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について必要に応じて説明を求めること、重要な決裁書類等を閲覧し業務及び財産の管理状況を調査することなどを行っております。会計監査人とのコミュニケーション窓口として、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることで、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証しております。また、内部監査担当が実施する内部監査の結果を共有し、実効性のある監査等委員会監査の実施に努めております。

なお、監査等委員である齊藤悟志、呉田将史の両名は、公認会計士の資格を有していることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。こうした専門的な知見を当社の監査等委員会監査に活かしていただいております。

監査等委員会での主な検討事項は、内部統制の整備・運用状況の確認、取締役会議案についての妥当性の検証及び月次予算実績管理状況の確認等であります。また、監査等委員会では重点監査項目として、

- イ. 組織・制度及び規程類の整備・運用状況
- ロ. 取締役による内部統制システムの構築・運用状況
- ハ. コンプライアンス及びリスク管理体制の構築・運用状況

を設定し、監査等委員会においてそれぞれの監査の状況報告とともに協議を実施しております。監査等委員会での意見交換及び協議の結果、取締役に対して意見具申が必要と認められる場合には遅滞なく意見表明を行い、取締役に対して是正または改善を求めています。イ.については社内規程類の整備・運用状況の確認実施、ロ.については稟議起案・決裁状況を監査するとともに稟議制度の改善提案等の具申を実施、ハ.についてはリスク・コンプライアンス管理委員会への参加及びハラスメント防止のための社内アンケートとハラスメント防止研修実施の提案を行っております。

当事業年度において個々の監査等委員（監査役）の監査等委員会（監査役会）の開催状況及び出席状況については以下のとおりです。

イ. 監査等委員会設置会社へ移行前の当事業年度における、監査役会の開催状況及び個々の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
伊藤 修一	4回	4回
呉田 将史	4回	4回
中澤 礼 (戸籍名：林 礼)	4回	4回

ロ. 監査等委員会設置会社へ移行後の当事業年度における、監査等委員会の開催状況及び個々の出席状況

氏名	開催回数	出席回数
伊藤 修一	10回	10回
呉田 将史	10回	10回
齊藤 悟志	10回	10回

内部監査の状況

当社における内部監査は、当社が比較的小規模の会社・組織であることから、社長直轄の内部監査室（1名）が、

組織、制度及び業務の運営が諸法規、会社の経営方針、諸規程等に準拠し、適正かつ効率的に実施されているか否かを検証、評価することにより、経営管理の諸情報の正確性を確保し、業務活動の正常な運営と改善向上を図ることを目的として実施しております。内部監査は実施しております。

内部監査室は、「内部監査規程」に基づき社長が承認した内部監査計画書に基づき内部監査を実施し、内部監査結果を代表取締役社長に報告し、改善提案を行うとともに、その後の改善状況についてフォローアップ監査を実施することにより、内部監査の実効性を確保しております。

内部監査室は、監査等委員会と意見交換、情報の共有により連携を深め、追加で調査する必要と認められる案件、迅速に処理すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。また、監査法人に対しても、監査等委員会を含めた三者間で四半期毎に会合を開催し、課題・改善事項等の情報共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

なお、監査結果を都度代表取締役に報告するとともに、定期的に監査等委員会及び取締役会に報告等を行っており内部監査の実効性確保を図っております。

会計監査の状況

イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

ロ．継続監査期間

2020年2月期以降5年間

ハ．業務を執行した公認会計士

山本秀仁、葛貫誠司

ニ．監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名、その他 9名

ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、監査等委員会監査基準において、監査法人の選任等の手続を定めており、取締役から監査法人等の選定、任意監査の範囲、報酬、その他重要な契約内容を決定するための方針について、あらかじめ説明を受けた上で、取締役及び監査法人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかについて、確認しております。監査等委員会がEY新日本有限責任監査法人を監査法人として選定した理由は、会計監査を適正に行うために必要な品質管理、監査体制、独立性及び専門性等を総合的に検討した結果、適任と判断したためです。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する監査法人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

ヘ．監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査等委員監査基準において監査法人を適切に評価するための基準を定めております。当該基準に基づいて、監査法人の品質管理体制、監査法人の独立性・専門性、監査報酬等の適切性、監査等委員等とのコミュニケーションを通じた監査の遂行状況（従前の事業年度における監査の遂行状況を含む。）、取締役及び社内関係部署から報告等を、総合的に評価した結果、再任が適当であると判断しております。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
27,000	-	27,000	-

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（イ．を除く）

該当事項はありません。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前事業年度）

該当事項はありません。

（当事業年度）

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

監査法人に対する報酬の決定に関する方針は、監査計画に基づく監査報酬の見積り内容（監査業務に係る人数

や日数等)を確認し、監査等委員会の同意を得て決定しております。

ホ. 監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、監査等委員会監査基準に基づき取締役及び監査法人等から必要な資料を入手しかつ報告を受け、監査法人の報酬等の額、報酬見積りの算定根拠、監査担当者その他監査契約の内容について確認の上、会社法第399条第1項の同意をしております。監査等委員会が監査法人の報酬等に同意した理由は、上記事項を検討し総合的に判断した結果、妥当と判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は2024年3月15日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、当社の持続的な成長と企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能し、取締役の意欲をより高め、かつ役位・職責に応じ、業績貢献度や経営状況も総合的に勘案したうえで、適切で公正なバランスの取れたものとするを基本方針としております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の個人別の報酬額については、株主総会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員及び監査等委員である取締役全員のそれぞれ報酬総額の限度額を決定しており、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額及び各監査等委員である取締役の報酬額は、それぞれ取締役会及び監査等委員会の協議により決定しております。なお、現在は固定報酬のみで、業績連動報酬は導入しておりません。

また、監査等委員会設置会社へ移行する前の取締役の報酬限度額は、2021年10月29日開催の臨時株主総会において、年額500,000千円以内で決議しております。当該臨時株主総会終結時の取締役の員数は5名（うち社外取締役2名）です。監査役報酬の限度額は、2021年10月29日開催の臨時株主総会において、年額50,000千円以内で決議しております。当該臨時株主総会終結時の監査役員数は3名（うち社外監査役3名）です。

また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年5月30日開催の定時株主総会において、年額500,000千円以内（うち社外取締役は100,000千円）で決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、同定時株主総会において、年額50,000千円以内で決議しております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役は3名）です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	43,800	43,800	-	-	-	3
社外取締役 (監査等委員を除く。)	3,300	3,300	-	-	-	2
監査等委員である社外取締役	9,801	9,450	351	-	-	3
社外監査役	2,700	2,700	-	-	-	3

(注) 上記には、当事業年度中に退任した社外監査役1名を含んでおります。なお、当事業年度末現在の人員は、取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）3名、社外取締役（監査等委員を除く。）1名、監査等委員である社外取締役3名であります。

報酬等の総額は1億円以上であるものの報酬の総額等

報酬の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

役員の報酬等の額の決定過程における取締役の活動内容

取締役の報酬等の額は、株主総会において承認された取締役の報酬総額の範囲内で、取締役会において各取締役の報酬額を決定しております。

(5) 【株式の保有状況】

株式投資の区分の基準及び考え方

当社は、時価の変動により利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）として区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、政策保有株式については、営業上の取引関係の維持・強化、業務提携関係の維持・発展を通じて当社の中長期的な企業価値向上に資するなど、保有する合理性があると認める場合に限り、十分な精査を踏まえて適切な数の株式を保有することとしております。保有する政策投資株式については、今後、定期的に、取締役会にて保有の意義や経済合理性等を検証してまいります。その上で、合理性が認められない銘柄については適宜、当該企業との対話等を経て、縮減または売却する方針としております。

b. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	2	10,200

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却価 額の合計額(千円)
非上場株式	1	21,004

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	1	1,000	1	1,000

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式			

第5 【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年3月1日から2024年2月29日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、必要に応じて監査法人との協議を実施し、専門的情報を有する団体等が行うセミナーに定期的に参加することなどにより積極的な情報収集活動に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	479,721	445,319
売掛金	198,154	211,848
原材料及び貯蔵品	17	619
前払費用	11,387	13,786
その他	5,852	7,541
貸倒引当金	39	42
流動資産合計	695,095	679,073
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	12,872	16,018
工具、器具及び備品（純額）	1,227	1,543
リース資産（純額）	1,344	270
土地	448	448
有形固定資産合計	15,893	18,281
無形固定資産		
ソフトウェア	119,211	144,453
ソフトウェア仮勘定	49,219	9,935
その他	384	384
無形固定資産合計	168,815	154,772
投資その他の資産		
投資有価証券	15,378	11,200
繰延税金資産	31,510	48,310
その他	41,805	40,015
投資その他の資産合計	88,694	99,526
固定資産合計	273,402	272,579
資産合計	968,498	951,652

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	75,146	75,253
短期借入金	30,000	25,000
1年内返済予定の長期借入金	12,000	
リース債務	1,098	276
未払金	22,268	18,390
未払費用	17,425	18,462
未払法人税等	44,659	205
未払消費税等	14,536	18,393
契約負債	1,239	1,024
預り金	7,107	7,473
賞与引当金	18,367	21,462
その他	33	33
流動負債合計	243,880	185,974
固定負債		
長期借入金	15,000	
リース債務	276	
資産除去債務		1,975
その他	22	
固定負債合計	15,298	1,975
負債合計	259,178	187,950
純資産の部		
株主資本		
資本金	243,132	243,132
資本剰余金		
資本準備金	207,732	207,732
資本剰余金合計	207,732	207,732
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347,839	393,269
利益剰余金合計	347,839	393,269
自己株式	89,383	83,463
株主資本合計	709,319	760,669
新株予約権		3,032
純資産合計	709,319	763,702
負債純資産合計	968,498	951,652

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)	当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日)
売上高	1 1,414,567	1 1,437,040
売上原価	745,466	865,731
売上総利益	669,101	571,309
販売費及び一般管理費	2、 3 530,131	2、 3 514,490
営業利益	138,969	56,818
営業外収益		
受取利息	5	7
受取和解金	1,950	
受取配当金	890	890
商品券受贈益		1,531
その他	41	0
営業外収益合計	2,886	2,428
営業外費用		
支払利息	163	153
自己株式取得費用	404	
その他	16	4
営業外費用合計	584	158
経常利益	141,270	59,088
特別利益		
新株予約権戻入益	1,691	
固定資産売却益		4 11
投資有価証券売却益		16,826
特別利益合計	1,691	16,837
特別損失		
固定資産除却損		5 60
減損損失		6 9,993
特別損失合計		10,053
税引前当期純利益	142,962	65,872
法人税、住民税及び事業税	69,324	34,292
法人税等調整額	18,731	16,799
法人税等合計	50,593	17,492
当期純利益	92,368	48,380

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)		当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
材料費		1,991	0.3	-	
労務費		153,009	20.7	200,137	23.1
経費	1	584,945	79.1	665,593	76.9
当期製造費用		739,946	100.0	865,731	100.0
期首仕掛品棚卸高		5,520		-	
合計		745,466		865,731	
期末仕掛品棚卸高		-		-	
売上原価		745,466		865,731	

原価計算の方法

個別原価計算を採用しております。

(注) 1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (千円)	当事業年度 (千円)
外注加工費	127,677	104,949
支払手数料	333,209	406,133

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	241,107	205,707	-	205,707	257,987	257,987	1,250	703,551	1,691	705,242
当期変動額										
新株の発行	2,025	2,025		2,025				4,050		4,050
当期純利益					92,368	92,368		92,368		92,368
自己株式の取得							93,080	93,080		93,080
自己株式の処分			2,517	2,517			4,947	2,430		2,430
利益剰余金から資本剰余 金への振替			2,517	2,517	2,517	2,517		-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									1,691	1,691
当期変動額合計	2,025	2,025	-	2,025	89,851	89,851	88,133	5,768	1,691	4,076
当期末残高	243,132	207,732	-	207,732	347,839	347,839	89,383	709,319	-	709,319

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(単位：千円)

	株主資本								新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計				
当期首残高	243,132	207,732	-	207,732	347,839	347,839	89,383	709,319	-	709,319
当期変動額										
当期純利益					48,380	48,380		48,380		48,380
自己株式の処分			2,950	2,950			5,920	2,970		2,970
利益剰余金から資本剰余 金への振替			2,950	2,950	2,950	2,950		-		-
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)									3,032	3,032
当期変動額合計	-	-	-	-	45,430	45,430	5,920	51,350	3,032	54,383
当期末残高	243,132	207,732	-	207,732	393,269	393,269	83,463	760,669	3,032	763,702

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	142,962	65,872
減価償却費	60,468	86,808
敷金償却費	1,383	1,383
株式報酬費用		3,032
新株予約権戻入益	1,691	
減損損失		9,993
固定資産売却益		11
固定資産除却損		60
投資有価証券売却益		16,826
商品券受贈益		1,531
受取利息及び受取配当金	895	897
支払利息	163	153
売上債権の増減額 (は増加)	5,932	13,694
仕入債務の増減額 (は減少)	5,604	107
契約負債の増減額 (は減少)	1,239	214
その他	20,823	3,341
小計	182,477	137,579
利息及び配当金の受取額	712	892
利息の支払額	110	146
法人税等の支払額	75,440	76,971
営業活動によるキャッシュ・フロー	107,638	61,353
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	208	2,824
有形固定資産の売却による収入		11
無形固定資産の取得による支出	122,557	83,687
投資有価証券の売却による収入		21,004
貸付金の貸付による支出	2,000	2,945
貸付金の回収による収入	1,950	2,812
投資活動によるキャッシュ・フロー	122,815	65,628

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月 28日)	当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月 29日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	10,000	5,000
長期借入金の返済による支出	26,900	27,000
株式の発行による収入	4,050	
自己株式の取得による支出	93,080	
自己株式の処分による収入	2,430	2,970
上場関連費用の支出	11,612	
その他	1,366	1,098
財務活動によるキャッシュ・フロー	136,479	30,128
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	151,656	34,402
現金及び現金同等物の期首残高	631,377	479,721
現金及び現金同等物の期末残高	479,721	445,319

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2 棚卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 原材料及び貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～39年
工具、器具及び備品	3～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

社員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

5 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する不動産マーケティングソリューション事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

また、取引の対価については履行義務の充足から概ね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(1) プラットフォーム

主として顧客との間に締結した役務提供契約に基づき役務・サービスの提供を行っており、時間の経過に応じて履行義務を充足することから、顧客との契約期間に従い一定期間にわたって収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

(2) デジタルマーケティング

主として広告運用における役務の提供が履行義務であります。当該取引は、契約期間にわたりサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断し、一定期間にわたって収益を認識しております。

(3) 受託開発

主として受託開発業務を行っており、顧客仕様に基づいたソフトウェア等の成果物を制作し引き渡す義務を負っております。

履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積り、履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。

ただし、取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、顧客が成果物を検収した時点で収益を認識しております。

なお、サービス提供前に顧客から対価を受け取った場合には契約負債を認識しております。

(4) その他

当社のその他の契約に基づく役務提供については、それぞれの契約に応じて役務提供完了時点又は契約期間にわたり収益を認識しております。

また、顧客への財又はサービスの提供における当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産(純額)	31,510	48,310
繰延税金負債相殺前の金額	31,510	48,888

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

繰延税金資産は、「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号)に定める会社分類に基づき、当事業年度末における将来減算一時差異に対して、将来の税金負担額を軽減できる範囲内で計上しております。

主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

翌事業年度の財務諸表に与える影響

課税所得の見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があることから、課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27 - 2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用すること

としております。これによる、財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)
該当事項はありません。

(表示方法の変更)
該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
減価償却累計額	18,147千円	15,435千円

(損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費に属する費用の割合は前事業年度2.7%、当事業年度2.5%、一般管理費に属する費用の割合は前事業年度97.3%、当事業年度97.5%であります。

主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
役員報酬	56,160千円	59,250千円
給与手当	180,459	174,779
業務委託手数料	5,382	11,180

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
	64,575千円	41,506千円

4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
工具、器具及び備品	-千円	11千円
計	-	11

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
工具、器具及び備品	-千円	60千円
計	-	60

6 減損損失

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失
東京都新宿区	遊休資産	ソフトウェア仮勘定	9,993

当社は、内部管理上採用している事業区分を基礎として事業用資産をグルーピングしており、将来の使用が見込まれない遊休資産は、個々の物件単位でグルーピングを行っております。

プラットフォーム事業における「マンションサマリ」の機能の開発費をソフトウェア仮勘定に計上してはいたが、その中の一部機能について、開発計画の変更により、開発再開の時期が決まっていないことから遊休資産とし、当該資産の帳簿価額を回収可能額まで減額し、減損損失として計上しております。

なお、回収可能額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないため、零として評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	2,735,000	9,000	-	2,744,000
自己株式				
普通株式(株)	10,000	95,000	5,400	99,600

(注) 1. 発行済株式数の増加9,000株は新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の増加95,000株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得によるものであります。

3. 自己株式の減少5,400株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第7回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第8回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第9回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-

(注) 第10回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式(株)	2,744,000	-	-	2,744,000
自己株式				
普通株式(株)	99,600	-	6,600	93,000

(注) 自己株式の減少 6,600株は、新株予約権の行使に伴う自己株式の処分によるものであります。

2 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第5回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第6回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第8回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第10回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	-
第11回ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	3,032
合計		-	-	-	-	3,032

(注) 第11回ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
現金及び預金	479,721千円	445,319千円
現金及び現金同等物	479,721	445,319

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入や第三者割当増資による方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金であり、返済期限は決算日後、1年以内であります。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について、社内規程に従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握を図っております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、資金繰り表を作成し、資金需要を把握しております。また、一定の手許流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2023年2月28日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)長期借入金 2	27,000	26,905	94
負債計	27,000	26,905	94

- 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- 以下の金融商品は、市場価格のない株式等のため、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	前事業年度 (2023年2月28日)
非上場株式	15,378

当事業年度（2024年2月29日）

該当事項はありません。

- 現金及び預金、売掛金、買掛金、未払金、短期借入金は、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2024年2月29日)
非上場株式	11,200

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	479,709	-	-	-
売掛金	198,154	-	-	-
合計	677,863	-	-	-

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	445,259	-	-	-
売掛金	211,848	-	-	-
合計	657,108	-	-	-

2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度(2023年2月28日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	30,000	-	-	-	-	-
長期借入金	12,000	12,000	3,000	-	-	-
合計	42,000	12,000	3,000	-	-	-

当事業年度(2024年2月29日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	25,000	-	-	-	-	-
合計	25,000	-	-	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内容等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度(2023年2月28日)

(単位:千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	26,905	-	26,905
負債計	-	26,905	-	26,905

当事業年度(2024年2月29日)

該当事項はありません。

時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(2023年2月28日)

非上場株式(貸借対照表計上額 15,378千円)については、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

当事業年度(2024年2月29日)

非上場株式(貸借対照表計上額 11,200千円)については、市場価格のない株式等であるため、記載していません。

2 売却したその他有価証券

前事業年度(2023年2月28日)

該当事項はありません。

当事業年度(2024年2月29日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	21,004	16,826	-
合計	21,004	16,826	-

3 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
売上原価		1,193
販売費及び一般管理費		1,839

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
新株予約権戻入益	1,691	

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第5回新株予約権	第6回新株予約権	第8回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 当社従業員 48名	当社取締役 1名 当社従業員 3名	当社取締役 2名 当社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 136,100株	普通株式 102,600株	普通株式 14,300株
付与日	2019年1月31日	2019年2月28日	2021年2月1日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左	同左
権利行使期間	自 2020年12月21日 至 2028年12月20日	自 2021年2月26日 至 2029年2月25日	自 2023年1月30日 至 2031年1月29日

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 1名 当社従業員 28名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 600株	普通株式 22,100株
付与日	2021年7月1日	2023年6月30日
権利確定条件	権利確定条件の定めはありません。	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	同左
権利行使期間	自 2023年7月1日 至 2031年6月30日	自 2025年7月1日 至 2033年5月31日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2021年11月2日付の株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割を反映して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2024年2月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第8回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利確定前 (株)					
前事業年度末				600	
付与					22,100
失効					500
権利確定				600	
未確定残					21,600
権利確定後 (株)					
前事業年度末	110,600	400	13,700		
権利確定				600	
権利行使	6,600				
失効			800		
未行使残	104,000	400	12,900	600	

(注) 2021年11月2日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割を反映して記載しております。

単価情報

	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権	第8回 新株予約権	第10回 新株予約権	第11回 新株予約権
権利行使価格 (円)	450	450	750	760	808
行使時平均株価 (円)	620	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-	-

(注) 2021年11月2日付の株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割を反映して記載しております。

4. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

(1) 第5回新株予約権から第10回新株予約権を付与した日時点においては、当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の算定の基礎となる自社の株式価値は、DCF法により算定した価格を用いております。

(2) 第11回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ法

主な基礎数値及び見積方法

株価変動性 (注)1	52.73%
予想残存期間 (注)2	6年間
予想配当 (注)3	-
無リスク利率 (注)4	0.11%

(注) 1. 当社は評価時点では株式公開後2年未満であり、権利行使期間に対応する時系列の株価データが蓄積されていないため、類似上場会社のボラティリティの単純平均を採用しております。

2. 合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積

もっております。

3. 配当実績がなく、評価時点では配当見込みがなかったため記載しておりません。
4. 評価基準日における国債の利回りであります。

5. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

6. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計額	12,632千円
当事業年度において権利行使されたストック・オプションの 権利行使日における本源的価値の合計額	1,122千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	(単位：千円)	
	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
繰延税金資産		
未払事業税	2,714	1,112
賞与引当金	5,623	6,571
減価償却超過額	10,612	19,648
研究開発費	11,292	19,254
投資有価証券評価損	11,063	6,215
資産除去債務	-	604
減損損失	-	3,059
敷金償却	1,158	1,582
保証金償却	583	647
その他	797	924
繰延税金資産小計	43,846	59,621
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当額	12,335	10,733
繰延税金資産合計	31,510	48,888
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	-	577
繰延税金負債小計	-	577
繰延税金資産の純額	31,510	48,310

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年2月28日)	当事業年度 (2024年2月29日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.6%	3.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.0%	0.1%
税額控除	3.5%	13.1%
住民税均等割等	0.9%	1.9%
留保金課税	6.6%	7.2%
評価性引当額の増減	0.4%	2.6%
その他	0.1%	0.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.3%	26.6%

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1)当該資産除去債務の概要

主として、東海支社オフィスの内装改修に伴う原状回復義務等であります。なお、一部の賃貸借契約に係る原状回復義務については、資産除去債務の負債計上に代えて、資産計上された敷金のうち回収が見込めない金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度に帰属する金額を費用計上する方法によっております。

(2)当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.06%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3)当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)	当事業年度 (自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)
期首残高	- 千円	- 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	-	1,963
時の経過による調整額	-	12
期末残高	-	1,975

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	財又はサービス			合計
	プラットフォーム事業	デジタルマーケティング事業	その他事業(注)	
一時点で移転される財又はサービス	74,811	17,556	84,829	177,197
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	848,596	336,810	51,962	1,237,370
顧客との契約から生じる収益	923,408	354,366	136,791	1,414,567
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	923,408	354,366	136,791	1,414,567

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

当社の事業は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであり、主要な財又はサービスの種類別に分解した収益は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	財又はサービス			合計
	プラットフォーム事業	デジタルマーケティング事業	その他事業(注)	
一時点で移転される財又はサービス	45,062	27,813	61,341	134,217
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	893,973	377,154	31,695	1,302,823
顧客との契約から生じる収益	939,035	404,968	93,036	1,437,040
その他の収益	-	-	-	-
外部顧客への売上高	939,035	404,968	93,036	1,437,040

(注) 「その他事業」にはシステム開発事業及びその他事業を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針)5 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約資産	1,046	
契約負債	9,434	1,239

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、9,434千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
契約資産		
契約負債	1,239	1,024

契約負債は、主にサービスの提供時に収益を認識する契約について、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,239千円であります。過去の期間に充足した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契

約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、不動産マーケティングソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プラットフォーム 事業	デジタルマーケ ティング事業	その他事業	合計
外部顧客への 売上高	923,408	354,366	136,791	1,414,567

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してあります。

当事業年度(自 2023年3月1日 至 2024年2月29日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	プラットフォーム 事業	デジタルマーケ ティング事業	その他事業	合計
外部顧客への 売上高	939,035	404,968	93,036	1,437,040

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略してあります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社は単一セグメントであるため、報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報に関する記載は省略してあります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)	当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日)
1株当たり純資産額	268.23円	286.94円
1株当たり当期純利益	34.26円	18.26円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	33.05円	18.05円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2022年 3月 1日 至 2023年 2月28日)	当事業年度 (自 2023年 3月 1日 至 2024年 2月29日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(千円)	92,368	48,380
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	92,368	48,380
普通株式の期中平均株式数(株)	2,696,307	2,649,792
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	98,388	29,915
(うち新株予約権(株))	(98,388)	(29,915)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	-	第8回新株予約権 新株予約権の数 129個 (普通株式 12,900個) 第10回新株予約権 新株予約権の数 6個 (普通株式 600個) 第11回新株予約権 新株予約権の数 216個 (普通株式 21,600個)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2024年4月15日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得にかかる事項について次のとおり決議しました。

(1) 自己株式の取得の目的

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行と役職員のインセンティブ等に備えるため。

(2) 取得の内容

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	80,000株を上限とする。 (発行済株式数(自己株式を除く)に対する割合 3.02%)
株式の取得価額の総額	56,000千円を上限とする。
取得期間	2024年4月16日～2024年9月30日
取得方法	市場買付

(3) 有価証券報告書提出日の属する月の前月末現在における取得状況

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	17,400株
株式の取得価額の総額	9,741千円
取得した期間	2024年4月16日～2024年4月30日(約定日ベース)
取得方法	市場買付

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	17,323	3,999	-	21,322	5,303	853	16,018
工具、器具及び備品	5,550	788	425	5,913	4,369	411	1,543
リース資産	10,719	-	4,687	6,032	5,761	1,074	270
土地	448	-	-	448	-	-	448
有形固定資産計	34,040	4,788	5,113	33,716	15,435	2,339	18,281
無形固定資産							
ソフトウェア	265,469	109,711	-	375,181	230,727	84,469	144,453
ソフトウェア仮勘定	49,219	80,420	119,704 (9,993)	9,935	-	-	9,935
その他	429	-	-	429	44	-	384
無形固定資産計	315,118	190,131	119,704 (9,993)	385,545	230,772	84,469	154,772

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア プラットフォーム事業用ソフトウェア開発 109,711千円
ソフトウェア仮勘定 プラットフォーム事業用ソフトウェア開発 80,420千円

2. 当期減少額のうち主なものは以下のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定ソフトウェアへの振替 109,711千円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	30,000	25,000	1.23	-
1年以内に返済予定の長期借入金	12,000	-	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	15,000	-	-	-
合計	57,000	25,000	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	39	42	-	39	42
賞与引当金	18,367	21,462	18,367	-	21,462

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	59
預金	
普通預金	445,259
小計	445,259
合計	445,319

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
住友林業(株)	12,492
三井不動産レジデンシャル(株)	10,435
トヨタすまいるライフ(株)	9,666
SHOWA GROUP(株)	7,483
(株)ワンノブアカインド	5,234
その他	166,536
合計	211,848

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円)	当期発生高(千円)	当期回収高(千円)	当期末残高(千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
198,154	1,580,744	1,567,050	211,848	88.1	47.5

固定資産

イ．繰延税金資産

繰延税金資産は、48,310千円であり、その内容については「1 財務諸表（1）財務諸表 注記事項（税効果関係）」に記載しております。

流動負債

イ．買掛金

相手先	金額（千円）
Google Japan G.K.	30,379
LINEヤフー(株)	10,560
(株)リック	7,901
Meta Platforms, Inc.	6,344
アットホーム(株)	4,524
その他	15,543
合計	75,253

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高 (千円)	368,907	725,428	1,082,548	1,437,040
税引前四半期 (当期)純利益 (千円)	18,224	31,672	37,083	65,872
四半期 (当期)純利益 (千円)	8,589	17,498	19,293	48,380
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	3.24	6.61	7.28	18.26

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益 (円)	3.24	3.36	0.68	10.97

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年3月1日から翌年2月末日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3ヶ月以内に招集し開催
基準日	毎事業年度末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日、毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める額
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://mcury.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第32期(自 2022年3月1日 至 2023年2月28日) 2023年5月30日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2023年5月30日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第33期第1四半期(自 2023年3月1日 至 2023年5月31日) 2023年7月18日関東財務局長に提出。

事業年度 第33期第2四半期(自 2023年6月1日 至 2023年8月31日) 2023年10月16日関東財務局長に提出。

事業年度 第33期第3四半期(自 2023年9月1日 至 2023年11月30日) 2024年1月15日関東財務局長に提出。

(4) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第32期第1四半期(自 2022年3月1日 至 2022年5月31日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第2四半期(自 2022年6月1日 至 2022年8月31日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

事業年度 第32期第3四半期(自 2022年9月1日 至 2022年11月30日) 2023年4月17日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

2023年5月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2023年6月2日関東財務局長に提出。

2023年5月30日提出の臨時報告書(株主総会における議決権行使の結果)に係る訂正報告書であります。

(7) 自己株式買付報告書

報告期間(自 2024年4月1日 至 2024年4月30日) 2024年5月1日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2024年5月30日

株式会社マーキュリーリアルテックイノベーター
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山本 秀 仁

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 葛 貫 誠 司

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2023年3月1日から2024年2月29日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マーキュリーリアルテックイノベーターの2024年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸借対照表上で、ソフトウェア144,453千円及びソフトウェア仮勘定9,935千円を計上しており、その資産合計に占める割合は16%となっている。また、損益計算書の販売費及び一般管理費の研究開発費に41,506千円が計上されている。</p> <p>会社が計上するソフトウェアは、主として会社のサービスであるプラットフォーム事業のサービス提供に使用されるものである。</p> <p>自社利用のソフトウェアの制作費は「研究開発費等に係る会計基準」等に従い、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められる場合に無形固定資産として資産計上し、確実であると認められない場合や確実であるかどうか不明な場合には費用処理することとしている。</p> <p>当事業年度において、会社は、プラットフォーム事業における既存サービスのユーザビリティ向上のための追加機能開発コストの増加とそれに伴う減価償却費（ソフトウェア償却）の増加により減益となっている。</p> <p>ソフトウェア制作は、ソフトウェアの機能ごとに自社従業員のシステム・エンジニア（以下「SE」という。）と外部委託先のSEによりなされており、ソフトウェア制作費の大部分は、外注費によって構成されている。プロジェクトごとに経費が集計され、プロジェクトの作業内容に照らし、会計処理が決定されている。会計処理の決定には、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められるかどうかの判断を伴い、ソフトウェアに計上するか発生時の費用として処理するかにより、損益に重要な影響を及ぼす。</p> <p>以上から、当監査法人は、自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理が当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、自社利用のソフトウェアの制作費に係る会計処理の妥当性を検討するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会社のソフトウェアに係る資産計上可否の判定に関する内部統制の整備状況及び運用状況の評価を実施した。 ・評価にあたっては、プロジェクトごとのソフトウェア制作費の会計処理の適切性を担保するために、システム開発部による研究開発費、ソフトウェア及び売上原価の区分設定並びに経理部長による承認が行われる統制に特に焦点を当てた。 ・各プロジェクトの作業内容に応じた会計処理が行われているかを検証するため、主に以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアに関する月次発生予定額と実績を比較分析した。 ・外注費については、請求書と照合した。 ・開発計画に基づき、当事業年度のソフトウェア制作に関してシステム開発部責任者へ質問することにより、各プロジェクトの作業内容と会計処理の整合性を検討した。 ・システム開発は一部ずつリリースされていくため、機能ごとの導入開始時期について、本勘定への振替範囲及び振替時期が妥当かどうかの検討を稟議書・リリース申請書との照合により実施した。 ・開発に関する稟議書・進捗確認会議の資料を入手し、各プロジェクトの作業内容と会計処理の整合性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれる4 コーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。